

第 10 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

平成27年3月10日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 10 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成27年3月10日(火曜日)

午前9時59分開議  
午後0時7分休憩  
午後1時9分開議  
午後2時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第36号 平成27年度熊本県一般会計予算

議案第40号 平成27年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第43号 平成27年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第82号 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 くまもと家庭教育支援条例の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①熊本県手数料条例の一部を改正する条

例の制定について

出席委員(7人)

委員長 増 永 慎一郎  
副委員長 甲 斐 正 法  
委員 小 杉 直  
委員 平 野 みどり  
委員 氷 室 雄一郎  
委員 松 田 三 郎  
委員 溝 口 幸 治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田 崎 龍 一  
教育理事 豊 田 祐 一  
教育総務局長 吉 田 勝 也  
教育指導局長 上 川 幸 俊  
首席審議員兼教育政策課長 能 登 哲 也  
学校人事課長 山 本 國 雄  
社会教育課長 福 澤 光 祐  
文化課長 手 島 伸 介  
施設課長 清 原 一 彦  
高校教育課長 越 猪 浩 樹  
政策監兼高校整備推進室長 田 村 真 一  
義務教育課長 浦 川 健一郎  
特別支援教育課長 栗 原 和 弘  
人権同和教育課長 池 田 一 也  
体育保健課長 平 田 浩 一

警察本部

本部長 田 中 勝 也  
警務部長 黒 川 浩 一  
生活安全部長 佐 藤 正 泉  
刑事部長 池 部 正 剛  
交通部長 木 庭 強

警備部長 潮 崎 樹 典  
首席監察官 吉 長 立 志  
参事官兼警務課長 林 修 一  
参事官兼会計課長 甲 斐 利 美  
理事官兼総務課長 田 中 哲 浩  
理事官兼広報県民課長 芹 川 英 文  
参事官兼生活安全企画課長 北 野 陽 祐  
参事官兼刑事企画課長 奥 田 隆 久  
参事官兼交通企画課長 高 山 広 行  
交通規制課長 木 庭 俊 昭  
参事官兼警備第一課長 宮 崎 正 道

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守  
政務調査課主幹 法 川 伸 二

午前9時59分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。

ただいまから、第10回教育警察常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることとしました。

次に、今回付託された請第53号について、提出者から、趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第53号についての説明者を入室させてください。

（請第53号の説明者入室・着席）

○増永慎一郎委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

それでは、御説明をお願いします。

（請第53号の説明者の趣旨説明）

○増永慎一郎委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日は、これでお引き取りください。

（請第53号の説明者退室）

○増永慎一郎委員長 それでは、本委員会に

付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

警察本部、教育委員会の順に説明を求め、質疑については、今回は、それぞれの説明の後に受けたいと思います。

なお、執行部が説明を行われる際は、効率よく進めるため、最初に一度立っていただいた後、説明は、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、田中警察本部長。

○田中警察本部長 提出議案の説明に先立ち、先月21日、本県警察官が酒気帯び運転をし逮捕されましたことにつきまして、委員の皆様を初め県民の皆様に深くおわび申し上げます。

昨年11月に発生した本県警察官による酒気帯び運転事案を踏まえ、再発防止対策に鋭意取り組んでいる中、再び同種の事案が起きたことは痛恨のきわみであります。

このことを厳粛に受けとめ、今後、当該職員等の処分を行うとともに、職員一同、改めて真摯に反省し、二度とこのような事態を繰り返さないため、職務倫理の根本に立ち返った再発防止対策を徹底してまいります。

それでは、今回県警察から提案しております3件の議案につきまして、概要を御説明いたします。着座で失礼いたします。

まず、警察費の当初予算につきましては、第36号議案の平成27年度熊本県一般会計予算におきまして、総額379億7,539万6,000円をお願いしております。

主な事業としましては、まず、女性を守る取り組みとして、恋愛感情のもつれに起因するストーカー・DV事案に的確に対応するための資機材整備や、性暴力被害者が総合的な支援を受けることができるワンストップ支援

センター事業などを行うこととしております。

また、高齢者を守る取り組みとして、高齢者の特性を理解した安全運転等の促進や、振り込め詐欺等の特殊詐欺対策を推進してまいります。

さらに、子供、若者を守る取り組みとして、サイバー犯罪被害防止対策や危険ドラッグ等の薬物対策を強化することとしております。

このほか、熊本市北部及び合志市を管轄する新たな警察署の整備を進めるとともに、氷川機動センターの整備に着手してまいります。

県警察におきましては、引き続き、県民の皆様への安全、安心を守る取り組みを推進し、幸せを実感できるくまもとの実現に向け、組織一丸となって邁進する所存であります。

次に、第88号議案は、熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例ですが、これは、警察法施行令の一部改正により、地方警察職員の定員の基準が改められることに伴い、熊本県警察職員の定数を改正するものです。

次に、第89号議案は、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ですが、これは、現行の少年院法が廃止され、新たに少年院法及び少年鑑別所法が施行されることに伴い、関係条例の規定を整理するものです。

このほか、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいておりますが、熊本県手数料条例の一部を改正する条例について報告をいたします。

これは、道路交通法及び同法施行令の改正により、自転車運転者講習の新設と運転免許関係手数料標準額の改定がなされたことを受けて、関係条文の改正を行うものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお

願いたします。

○甲斐会計課長 会計課長の甲斐です。着座して失礼します。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づいて御説明いたします。

資料1ページをお願いします。

第36号議案平成27年度熊本県一般会計予算についてでございます。

まず、警察費総額について、9ページ末尾の合計欄をごらんください。

本年度欄に記載してありますとおり、総額379億7,539万6,000円をお願いしております。前年度と比較しますと、14億535万1,000円の増、率にして3.8%の増加となっておりますが、これは、人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴う職員給与約9億2,500万円の増額、退職予定者数の増加見込みによる退職手当約6億5,800万円の増額、交通安全施設等整備費約7,900万円の増額、氷川機動センターなどの警察施設整備費約8,700万円の増額などが主な要因となっております。

それでは、1ページに戻っていただきまして、内容について御説明をいたします。

まず、上段の公安委員会費の本年度の1,208万7,000円は、右の説明欄のとおり、公安委員の報酬と、委員や職員の旅費などの運営費でございます。

次に、下段の警察本部費の本年度の313億2,128万4,000円は、職員の給与や業務管理などに必要な経費でございます。

以降は、主な項目について御説明させていただきます。

まず、番号1の職員給与費269億4,589万1,000円は、職員の給料や諸手当、機動隊員の超過勤務手当でございます。

番号2の退職手当26億9,642万4,000円は、退職予定者149人の退職手当でございます。

番号3は、警察一般管理費として13億1,690万4,000円をお願いしております。

(1)は、女性警察官による相談体制の強化及び女性警察官の採用、登用拡大のための環境整備を図るもので、女性用装備品等の整備や、育児休業中の職員を対象とした女性職員研修会の開催に当たり、臨時託児室の開設経費など、242万4,000円をお願いしております。

なお、本事業については、幸せ実感くまもと4カ年戦略に基づく取り組みを加速するために設定された幸せ実感推進枠の事業として計上しております。

同様の事業については、以下、説明欄に略して推進枠と記載しております。

次に、(2)は、熊本県警察史を編さん、発行する事業で、印刷製本等に要する経費として1,762万4,000円をお願いしております。この警察史は、本県警察の歴史と実績を後世に残し、県警察の業績を明らかにして、職員のポリスマインドの高揚を図るとともに、リクルート活動等の広報誌用として活用するものでございます。

(3)は、平成27年度政府予算案として地方警察官の増員が閣議決定され、本県に対し、人身安全関連事案の対策強化要員として12人の増員が容認されたことから、その採用に必要な経費として725万円をお願いするものです。

次の(4)から(10)については、職員の旅費や制服の整備、非常勤職員の雇用、各種広報活動等に要する経費でございます。

2ページをお願いします。

(11)から(13)については警察署の運営に要する経費、(14)から(17)については職員の福利厚生等に要する経費でございます。

このほか、(18)から(23)では、警察の情報ネットワークに要する経費をお願いしております。

3ページをお願いします。

装備費の本年度の5億4,233万9,000円は、警察装備品の維持管理、各種警察活動に必要な

な経費でございます。

(1)と(2)は、災害の発生に備え、被災者の捜索活動等に有効な装備品の整備や警察本部総合指揮室機器の維持管理等に要する経費で、特に(1)の大規模災害警備対策費は、幸せ実感推進枠として1,572万2,000円をお願いしております。

平成27年度は、阿蘇山を想定した活火山噴火災害用資機材の整備として、防毒マスク吸収缶やチェーンソー等の現有資機材の更新、また、警察本部と運転免許センター間での重要データの相互バックアップをオンラインで行うためのシステム改修を行うこととしております。

このほか、(3)から(7)については、警察の車両、船舶、ヘリコプター、装備品の維持管理などに要する経費でございます。

4ページをお願いします。

警察施設費の本年度の9億9,460万7,000円は、警察施設の整備や維持管理に必要な経費でございます。

番号1の警察施設維持費で4億2,915万5,000円をお願いしております。これは、警察本部や警察署、運転免許センターなどの警察施設の維持管理に要する経費でございます。

次に、番号2の警察施設整備費で5億6,545万2,000円をお願いしております。

(1)は、熊本市北区と合志市を管轄区域とする、仮称であります。熊本合志警察署を新たに設置する事業で、平成27年度は、敷地の造成工事や庁舎の設計等に要する費用として1億5,501万2,000円をお願いしております。今後は、平成28年度から29年度にかけて庁舎建設工事等を予定しており、総事業費は、約25億円を見込んでおります。

(2)は、警察署再編計画に基づき、八代郡氷川町に、仮称であります。氷川機動センターを整備するものでございます。幹部交番としての機能のほか、機動捜査隊及び交通機動隊の各分駐隊、証拠品一括保管倉庫、車両

保管場所等を併設することとしており、平成27年度は、地質調査や測量、庁舎の設計に要する経費として3,391万4,000円お願いしております。今後平成28年度に庁舎建設工事等を予定しており、総事業費は、約4億4,000万円を見込んでおります。

次に、(3)は、警察施設の更新や改修等に要する経費でございます。平成27年度は、交番の新築や用地購入、職員宿舍の屋根や外壁の改修を行うこととしております。その中で、耐用年数を超過した多くの警察施設の建てかえは困難であることを踏まえ、今回初めて長寿命化対策改修として、内外装リフォームなどの経費として4,243万8,000円をお願いしております。

また、災害対策のため、阿蘇警察署移転候補地の調査経費として505万8,000円をお願いしておりますが、被災のおそれがない場所への移転、建てかえ調査を行うものでございます。

このほか、老朽、狭隘化が著しい熊本市中央区本山町にあります独身寮を建てかえるための調査費用もお願いしております。

次の(4)と(5)は、民間からの宿舍借り上げ経費や未利用地の売却に向けた鑑定、測量経費でございます。

5ページをお願いします。

上段の運転免許費の本年度の10億7,768万1,000円は、運転免許行政の運営に必要な経費でございます。

番号1の自動車運転免許費で10億2,698万6,000円をお願いしております。

(1)は、今年度12月補正において予算措置していただきました事業でございますが、運転免許センターにおいて認知症等の疑いのある方の早期発見を推進するものであり、看護師等の雇用経費として420万3,000円を計上しております。

(2)は、庁舎光熱水費や消耗品費、免許証作成装置の保守料、免許事務の業務委託な

ど、免許センターの運営に必要な経費でございます。

(3)から(9)は、道路交通法に規定されている各種講習の業務委託費、(10)は、運転免許証管理システムのリース料等の維持管理費でございます。

番号2の自動車運転免許試験費で5,069万5,000円をお願いしております。

(1)は、運転免許試験場の運営に必要な経費であり、試験問題の印刷費や試験コースの維持経費、運転免許試験車両の維持、更新に必要な経費などがあります。

(2)は、悪質交通違反により運転免許を取り消された者のうち、免許再取得希望者に対する取り消し処分者講習を実施するための運営経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費の本年度の6,922万5,000円は、昭和37年11月30日以前に退職した警察職員とその遺族に対し、恩給法に基づき支給する恩給と扶助料でございます。

6ページをお願いします。

警察活動費の本年度の39億5,817万3,000円は、県警各部門の運営や交通安全施設の整備に必要な経費でございます。

番号1の一般警察運営費で6億6,881万3,000円をお願いしております。

(1)では、性暴力被害者が被害直後から産婦人科医療や相談、カウンセリング、捜査や法的支援などの総合的な支援を可能な限り1カ所で受けることができるワンストップ支援センターを設置することとしており、その費用について、幸せ実感推進枠として、新たに1,704万6,000円をお願いしております。

(2)は、犯罪被害者を支援するための需用費、(3)は、警察法の規定に基づき設置する警察署協議会の運営経費であり、県公安委員会が委嘱する協議会委員の報酬などの経費をお願いしております。

(4)から(6)は、職員の教養や警察活動等に

必要な経費、(7)は、被留置者に要する諸経費、(8)から(10)は、警察車両の更新経費やアルコールメーター等の捜査取り締まりに必要な資機材の整備費などでございます。

7ページをお願いします。

番号2の生活安全警察運営費で1億2,861万9,000円をお願いしております。

(1)は、ストーカー行為、DV等の被害を防止するための諸経費でございます。被害者等の安心感の醸成、加害行為の払拭化等を目的に、簡易録画装置100台の整備費167万2,000円を、新たに幸せ実感推進枠としてお願いしております。

次に、(2)では、特殊詐欺の根絶に向けた取り組みを強化するため、被害に遭う可能性の高い高齢者等に対し、きめ細やかな支援を実施する特殊詐欺被害防止アドバイザーの雇用、高齢者宅等の家庭用電話機に接続し通話内容を録音する装置の整備など、649万8,000円を幸せ実感推進枠としてお願いしております。

(3)では、サイバー犯罪の被害防止や検挙に向けた諸対策を推進するため、解析資機材整備費や捜査員への教養を行うサイバーテクニカルアドバイザーに対する謝金など、674万7,000円を幸せ実感推進枠としてお願いしております。

(4)は、青色回転灯を装着した車を用いた犯罪多発地域や小学校周辺におけるパトロールなど、子供や高齢者の安全確保を図るための活動を委託するもので、幸せ実感推進枠として1,721万3,000円をお願いしております。

(5)と(6)は、ボランティア団体の活動を支援するための経費と地域住民の要望や困り事に対処する警察安全相談員の人件費などを計上しております。

(7)は、少年の非行防止と保護対策を総合的に推進するための経費で、退職した警察官をスクールサポーターとして任用し、学校からの要請に応じて派遣して、学校における少

年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言などを行うことにしております。

(8)は、産業廃棄物の不法投棄など環境犯罪の根絶を図るための活動経費、(9)から(12)は、生活安全警察に係る許認可事務の業務委託などに要する経費でございます。

次に、番号3の地域警察運営費で4億7,377万6,000円をお願いしております。

(1)は、駐在所の運営に協力していただく駐在所員の配偶者に対する報償費など、(2)は、交番、駐在所機能を充実強化するための交番相談員の任用経費でございます。

8ページをお願いします。

番号4の刑事警察運営費で4億5,618万5,000円をお願いしております。

(1)において、危険ドラッグ等の薬物鑑定を行う際に使用する鑑定資機材のリース料や、薬物吸引に起因する交通事故発生の際に薬物使用の事実を証拠化するため交通事故事件捜査支援システムを新たに導入し、幸せ実感推進枠として2,255万円をお願いしております。

(2)は、振り込め詐欺事件の被疑者検挙のため、首都圏を拠点とする犯行グループ中枢に対する突き上げ捜査に必要な経費や、被疑者の使用した携帯電話番号と各種事件との関連性をデータベース化し、情報の照会、検証を可能にする電話分析関連システムの導入経費で、幸せ実感推進枠として897万7,000円をお願いしております。

このほか、第18回統一地方選挙における違反取り締まり活動経費などを計上しております。

(3)と(4)は、暴力団に対する取り締まり及び被害防止のための経費でございます。暴力団立入禁止標章を掲示している店舗を守るための保護対策や対立抗争のおそれのある暴力団対策に要する資機材経費、飲食店等の事業者に対する責任者講習業務委託などでござい

ます。

(5)は、裁判員裁判の導入などに伴う取り調べの可視化に対応するため、取り調べの状況を録音、録画する装置の整備費や、事件の証拠品を適正に管理するための収納袋、管理シールなどの経費でございます。

(6)から(9)は、検視関係経費や重要事件捜査訓練経費、来日外国人の犯罪に対応するためのシステム管理費、警察職員の国際化のための研修経費、(10)は、犯罪捜査において活用する被疑者追跡のためのシステムのリース料や回線料、(11)と(12)は、犯罪鑑識に必要な資機材及びシステムに要する経費や科学捜査研究所において使用する鑑定用資機材の維持管理費、研究員の研修経費などでございます。

9ページをお願いします。

番号5の交通警察運営費で9億5,527万1,000円をお願いしております。平成26年中の高齢者の交通事故死者は約7割と依然として高い水準を占めているため、本施策によって、高齢者自身の交通ルールの遵守とマナー向上を促進させていく必要があります。

このため、(1)では、高齢者の主な外出目的先となる場所等に出向いて、高齢者に直接声かけをして、必要な交通安全教育を行うもので、幸せ実感推進枠として920万5,000円をお願いしております。

(2)は、道路横断時の具体的危険性を疑似体験できる高齢歩行者教育システムなどの機器を活用して、加齢に伴う身体機能の低下などを理解してもらうとともに、診断結果を踏まえた交通安全指導を行うものでございます。

(3)は、今後導入を目指しています交通事故、交通違反取り締まり、交通規制の状況を一元的に地理情報をシステムで表示し、より高度な分析等が実施できる交通総合管理システムを構築するため、調査委託料などをお願いしております。

(4)から(6)は、交通指導取り締まりや交通事故捜査等に必要な資機材の整備などに要する経費、(7)は、信号機や道路標識・標示の交通安全施設に係る電気料や修繕料などの維持管理に要する経費、渋滞情報など各種道路情報提供に関する業務委託費の経費、(8)から(12)は、道路交通法に規定された交通警察に係る許認可事務の業務委託などに要する経費でございます。

番号6の交通安全施設費で12億7,550万9,000円をお願いしております。安全で円滑な交通環境を確立するため、信号機、道路標識・標示などの交通安全施設の整備充実を図るため、平成27年度は、県内の主要路線の渋滞状況等を表示している交通状況表示板の更新、道路の新設、改良や通学路対策などに必要な信号機の新設、視認性向上と節電対策として、信号灯機のLED化、更新時期を迎えた信号機や道路標識の更新などの整備を推進することとしています。

ここまでが警察費歳出予算に係る説明でございます。

10ページをお願いします。

債務負担行為につきましては、事項欄にありますとおり、氷川機動センター整備事業として4億908万4,000円の限度額設定をお願いしております。これは、平成28年度当初から実施する氷川機動センター庁舎の建設工事とその管理委託に要する経費について債務負担行為の設定を行うものです。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○林警務課長 警務課の林でございます。着座で説明をさせていただきます。

私からは、県警察から提案をしております2つの条例案について御説明をさせていただきます。

1つ目は、第88号議案熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例についてでありま



す。

資料は、12ページから14ページになります。

説明に入ります前に、今回本県に対して警察官12人の増員が決定されましたのは、昨年3月、県議会におきまして、警察官の増員を求める意見書を国へ提出していただいたほか、昨年6月と11月に、県議会の皆様において、国の施策等に関する提案を通じて担当省庁へ働きかけていただいた成果であるというふうに考えております。この場をおかりして御礼を申し上げます。

それでは、条例案について説明をいたします。

熊本県警察職員の定数につきましては、熊本県警察職員定数条例において定められております。この条例において定められている警察官の定数は、現在3,067人ですが、今回の警察官12人の増員を受けて、この警察官の定数を3,079人に改めるものであります。

なお、階級別の定数につきましては、警察法施行令に定める基準に従い、資料12ページの表のとおりとなります。警部補の階級枠が7人ふえ、1,786から1,793人、巡査の階級枠が5人ふえ、933から938となります。

施行日につきましては、平成27年4月1日を予定しております。

2つ目は、第89号議案少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

資料は、16ページから19ページになります。

この条例は、現行の少年院法が廃止され、新たに少年院法及び少年鑑別所法が施行されることに伴い、関係条例の規定を整理するものであります。

これまで、少年院と少年鑑別所の定義規定については、昭和23年に制定された現行の少年院法において定められておりましたが、昨

年6月の法改正により、この現行少年院法が廃止され、少年院に関する定義規定については新たに新少年院法において、少年鑑別所の定義規定については新たに少年鑑別所法において、それぞれ定められることとなりました。

これを受けて、少年院と少年鑑別所の定義規定を引用していた熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する条例、それと熊本県暴力団排除条例について、所要の改正を行うものであります。

いずれの改正も、実質的な内容の変更を伴うものではありません。

施行日については、新少年院法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日としております。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で付託議案に関する警察本部の説明が終了しましたので、警察本部に対する質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○小杉直委員 幾つか質問をしますが、最初、1ページ、被服費が1億6,900万余計上してあつてですが、これは、警察官の制服の被服費で県費になつとですかね。

○甲斐会計課長 これは県費になります。

○小杉直委員 関連してですが、私からの、昔からの考え方というか、持論ですばってんね、参考までお話ししときますが、近年の警察官の制服は、民間の警備会社とかあるいは交通誘導員とか、よく似てきたもんですからね、警察官に似てきたわけですが。だから、もっと、警察官とすぐわかるような、威厳のあるような制服に変えるべきじゃないかというのが私のもうずっと以前からの持論で、歴代の本部長に、本庁にそういうふうな話では

きませんかというようなことがあったわけですが、まあ、県民の人の意見も聞いても、警察官だろうか、民間の交通誘導員だろうか、あるいは警備会社だろうか、こう、わからないときがあるということですので、前も言ったかもしれませんが、威厳のある、あ、お巡りさんが来たというようなことがあったような時代のような、がんじがらめの制服にする必要はありませんが、警察官の制服として、それに類似行為はできないというふうな法改正までして、イメージがいい方向に行くようになってもらいたいというのが、これはもう要望でございますので。

次、3ページ、(1)に防毒マスクがありましたな。これは、防毒マスクは国費でというふうに新聞に載ったのですが、これは県費的に書いてありますが、そここの兼ね合いはどうなってますかな。

○甲斐会計課長 会計課長です。

12月の警察庁の補正において、火山災害対策も災害用資機材の整備はなされております。あわせて、県費でこのような防毒マスク等の措置をしております。

○小杉直委員 なら、国費でも県費でも整備するということですね。

○甲斐会計課長 はい。

○小杉直委員 なら、わかりました。

それと、えらいきょうはいっぱい質問して恐縮ですが、8ページ、(7)に来日外国人犯罪対策費が上げてあるわけですね。それで、蒲島県政等々のアジア対策ということで、我々も一体となって頑張っておるわけですが、中国、韓国、その他外国人が熊本に来るということを盛んに頑張っておるわけですが、その一方では、心配されるのは、それに紛れ込んだような不良外国人、あるいはその機会

を利用した不法入国とかいろいろありますが、この来日外国人犯罪対策費の450万ぐらいの費用ということは、どういうふうな考え方で計上してありますかな。

○甲斐会計課長 会計課長です。

第1には、組織犯罪情報管理分析システムの経費として計上してあります。来日外国人犯罪の事件情報、個人、組織に対する情報、施設に関する情報と関連図及びファイルして活用できるシステムとして活用する予定であります。

○小杉直委員 なら、警備部長にお尋ねですが、どうですか、こういう予算の金額等については、主管部としては。

○潮崎警備部長 この予算につきましては、組織犯罪対策ということで刑事部になろうかと思えますけれども、警備部のほうでも幾分かかわってまいりますのは、通訳料等というところがかわってくるのかというふうに思います。それで、潤沢というわけではございませんけれども、予算の範囲内で精いっぱいできることをやっているという状況であります。

○小杉直委員 なら、これは刑事警察運営費で上げてありますが、別個に、もちろん警備警察に関連する予算としても予算化はしてあるということで、あわせた形での対策費というふうな考え方をこっちは受けとめていいですか。

○潮崎警備部長 はい、そのようだと思います。

○小杉直委員 もう1点、12ページ、林参事官にお尋ねですが、さっき、県議会の意見書、あるいは県警、知事部局等との要望活動

で、12名増員になったということに対する感謝の意がございましたが、果たして12名で満足してござるのか、あるいは同規模県は大体どのくらいの人数なのか、そこんところのお話はできますかね。

○林警務課長 増員につきましては、警察庁としましては、来年度、再来年度、3年間で3,000人ということで、そのうち1,000人、今増員を決定されたということですので、さらなる増員が図られるように、県警としまして働きかけをしていきたいというふうに考えております。

また、同規模県との比較でございますけれども、ほぼ同数、あるいは若干、2名程度多いという状況であったというふうに記憶しております。

○小杉直委員 多いほう、少ないほう。

○林警務課長 多いですね。同規模県よりも2人ほど多かったというふうに……。

○小杉直委員 大体、まあまあの満足ですか。

○林警務課長 もう少しふやしてもらってもよかったのかとも思うんですけども、まあ、上のそこは何とも……。

○小杉直委員 1,000人の増員に12名ちゅうとは、大分何かちょっとぴんとこぬというか、差のあるごたる気のしたもんですからお尋ねしたわけですが、最後の最後ですが、3ページのヘリコプター維持管理費が上げてありますね。それで、ヘリコプターに関しては、基地統合の話を進めておられると思いますが、防災ヘリ等の基地統合、これについての来年度の予算措置は県警のほうは要らないんですかな。

○甲斐会計課長 会計課長です。

これにつきましては、県のほうで予算措置をして準備をされております。

○小杉直委員 十分わかりました。きょうはたくさん質問させていただいてありがとうございました。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 8ページの、先ほどの小杉委員の御質問にも若干関連しますが、7、8あたりです。来日外国人が、もちろん加害者になる場合も被害者になる場合もあろうかと思いますが、本県の場合、どれだけの件数があるかわかりませんが、その場合の通訳。というのが、通訳料ということですから、(7)の場合は、もともと通訳を職業となさる方をお願いする場合だと思いますし、8番の場合は、将来的にこの組織内部でそういった人材を育成しようというようなほうでも御努力いただいているんだろうと思っております。

ただ、報道等で見ますと、同じ中国人という中でも、地域によって全然言葉が違う、あるいは韓国、台湾でも似たような話を聞くなれば、なかなかこの県内での通訳の確保も難しいのかなと。ましてや、内部でこれから育成するというのも、まあ、ある意味でオーソドックスな言語に絞らざるを得ないのか、実態として、例えば、なかなか取り調べでもコミュニケーションがとれない、あるいはとれなかったとか、いやいや、そこまで余り多くないですよというのか、ざっくりした話では、今外国人に対しての捜査、取り調べというのはどういったものでしょうか。

○池部刑事部長 刑事部長です。

まず、通訳体制から申し上げますと、県警では、現在、部内の通訳とそれから民間の部外通訳という2本立てでやっております。

部内の通訳につきましては、英語、北京語、韓国語など、14言語に106人が通訳要員として指定をされております。

このほか、民間の通訳体制としましては、北京語、英語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等、30言語の199人の指定をして当たっております。

昨年1年、まあ、グローバル化に伴って県内においても来日外国人犯罪は増加の傾向にあります。それで、去年1年間では、56件51人を検挙いたしまして、罪種別では、一番多いのは窃盗犯が21人、それから粗暴犯、傷害とか暴行とか、こういった粗暴犯が9人、それから入管法違反が6人などとなっております。

それで、通常はもう部内通訳要員で取り調べの通訳を実施いたしております、特に支障は生じておりませんが、部内の通訳でできない、例えば、ルーマニア語とかトルコ語とかチベット語とか、そういった希少言語につきましては、民間の通訳を依頼しているという状況なんですけれども、どうしても夜間に及んだり休日が入ったりというふうなことで、そういった点では、やはり通訳体制の充実を図る必要があるんじゃないかなとは考えております。

以上でございます。

○松田三郎委員 まあ、想像以上に、ある程度の数まで体制を整えていただいているんだなというのは思いました。

ただ、部長おっしゃったように、夜であるとか、休みであるとか、なおかつ、希少言語の出身の方となると、刑事手続上、時間との闘い、例えば48時間とか72時間、その兼ね合いも非常に厳しいときもあるのかなと思っ

て、かといって、おっしゃるように充実していくいうのもなかなかちょっと難しいところもあって、私に妙案があるわけじゃありませんけれども、これからは、小杉委員の御発言にもありましたように、だんだんふえる話でしょうから、何かいい案をつくって、また提案をさせていただきたいと思います。

もう1点、いいですか。

同じページで検視のことが出ておりましたけれども、これも以前報道のところで、全国的に司法解剖に対する対応というのが非常にマンパワーが不足していると。恐らく県内でも法医学の専門家、そうそうたくさんいらっしゃるわけじゃないと思いますけれども、県内の現状といたしますか、というのは——これも刑事部長になつてですか。ざっくりした話で結構でございます。

○池部刑事部長 数の関係から申し上げますと、昨年、例えば1年間の死体の取り扱い件数は2,340体でございました。大体年間2,300から2,500体ぐらいの検視を行っております。

この警察の検視体制につきましては、犯罪死の見逃し防止ということで、死因の究明法などの制定もありまして、年々充実をしております。こういったことで、今は、捜査1課に検視官以下4交代で勤務をしております、一昔ぐらい前から比べると隔世の感があるなというふうな、ちょっとイメージを持っております。

それで、検視官の現場臨場率が、まあ去年1年間で1,910体ということで、8割以上は、本部のほうから検視官が直接足を運んで死体を検視するという体制になっております。

また、解剖につきましても、去年は、御遺体を102体解剖しております。多いときは、1年間で170体ぐらいあるときもありますけれども、大体110体前後ぐらいで推移をして

いるものと思っております。

熊本県の場合、法医学の教授が熊大に1名おられるだけでありますので、教授が、例えば医会出張しているとか、そういった不在の場合には、福岡の九州大学、久留米大学のほうに嘱託をして解剖を実施するといったような状況でございます。

以上です。

○松田三郎委員 その検視官が見られるというのが8割ぐらいで、それ以外というのは、じゃあ、万やむを得ず、違う方がということになるわけですか。

○池部刑事部長 これは、検視官が臨場する場合は、犯罪死の疑いがあるというかですね、はっきりと犯罪死ではないと認められるのもかなりございます。そういったものについては、警察署の鑑識の担当が医師とともに検視を行うということで対応しております。

○松田三郎委員 わかりました。

もう1点、最後におっしゃった102体ですか、死体が。それで、熊大に1名、いらっしゃらない場合には福岡に願います。この1人もしくは2人ぐらいで時間かかってもやられるということなんですか。それとも、さっきおっしゃった、明らかに何か基準があって、全部解剖する必要がないということなんですか。

○池部刑事部長 解剖する場合は、行政解剖と司法解剖とございまして、司法解剖のほうのが数は多いんですけども、いずれも解剖の内容は一緒でございます。そういったことで、1人の教授で対応していただいております。

○松田三郎委員 いいです。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○松田三郎委員 はい。

○溝口幸治委員 8ページの来日外国人犯罪対策費、ちょっと関連しますけれども、八代港にクルーズ船が去年も入ってきて、ことしは10隻ぐらい入ってくるんじゃないかという話があります。それで、経済効果としては非常に喜ぶ声も聞かれるんですが、治安という面では不安視される声も聞くわけですが、過去にその犯罪が起きた事例とか、あるいは犯罪に遭った方がいらっしゃるのか、外国人の方ですね。そういったものがあるのかどうかということをお聞きをしたいのと、もう一つは、ことし10隻ぐらいというのは多分過去最高になるわけですが、八代署が第一義的には対応するんだと思いますが、それだけ入ってくるので、警備体制というか、何か県警として心がけるものが何かあるのかどうか、その2点についてお尋ねをいたします。

○潮崎警備部長 警備部からお答えいたします。

犯罪の被害があったかというようなことなんでしょうけれども、現在まで、犯罪に巻き込まれたとか、犯罪が発生したとかいう事案は開知しておりません。

それから、警備体制でありますけれども、トラブル等がないように今受け入れ側の事業者の方と連絡とらせていただいて、例えば商業施設にバスが大量に横づけされるといったような場合とか、混乱がないように事前に打ち合わせて対応させていただいております。そういう状況で現在進んでいます。

○溝口幸治委員 ことし、観光とか経済の面では本当にうれしい出来事だと思いますけれども、そういった事件、事故等があると、一瞬で、もうあそこに行くのはやめようという

話になりますので、事前のその協議等々も含めてぜひ対応をお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

○氷室雄一郎委員 4ページの施設整備費の問題、ちょっと確認ですけれども、この合志警察署、まだ仮称になっているんですけれども、これは、名称はまだこれからどのような形で決めていかれるのかということと、もう一つは、造成工事費と設計費はもう上げてありますけれども、28年から29年という、25億ということで、この期間にすっきりでき上がるものかということ、もう一つは、何か課題はないのかということ、以上3点について、まずひとつお願いします。

○黒川警務部長 警務部長です。

新しい警察署の名称につきましては、今、これまでの検討の経緯から、あくまで熊本合志警察署、仮称というふうにしております。29年度中に開設すべく、その前にはどのような名前がいいのかということ、住民の方の声なども聞きながら確定をさせていきたいと考えております。

そして、準備のほうでございますけれども、今申し上げましたとおり、平成29年度、ですから平成30年に入るかもしれませんが、それまでに建設をするということで今準備を整えております。来年度には、会計課に新警察署の開設準備室というものも立ち上げまして、所要の人員を手当てして、さらに準備を加速して進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 何か課題点というのはないんですか。その、今示された年度内ぐらいにはもう一応完成するであろうということなんですけれども。

○黒川警務部長 もちろん、まだ設計の途中というか、そういう段階でございますので、これから3カ年かけなければいけないので、さまざまな障害が出てくることも予想されますけれども、現時点で、明らかな問題と申しますか、重要な課題というものは認められておりませんので、粛々と準備を進めていきたいと考えております。

○氷室雄一郎委員 次、7ページのこの少年非行防止活動の推進というのがありますけれども、このスクールサポーターというのは、現在何名程度おられますか。

○佐藤生活安全部長 生活安全部です。

現在、県警で雇用しておりますのは11名の方がおられます。

○氷室雄一郎委員 これは、じゃあ、いろんな学校でトラブル等があった場合、学校側の要請があれば、指導なり、また、出向くということなんですか。

○佐藤生活安全部長 基本的には、中学校を中心に回っていただいておりますけれども、学校からの要請に基づいて出ております。ただ、それだけではなくて、スクールサポーターのほうから順次各学校等を回りまして、学校と情報交換等をやりながら、あるいは校内でのいわゆる防犯教室等々も行っております。

○氷室雄一郎委員 1～2事例があったらば、ちょっとお示し願いたいので、どういうことがあって、学校が要請があった例があるんですかね。

○佐藤生活安全部長 個別的な事例はちょっとあれですけれども、大体報告が上がってき

ておりますのは、非行を行った少年が学校に  
いるということで、その少年に対する後のケ  
アというふうな形で声かけをしたり、あるい  
は家庭訪問やりまして、保護者とも接触をし  
て、必要な指導等も行っております。また、  
いわゆる立ち直り支援という活動を現在やっ  
ております。農作業体験をやったりとか、あ  
るいは馬と触れ合ったり、ホースセラピーと  
いうふうな形でやっておりますけれども、こ  
ういったところに当該少年等を、一緒に行こ  
うというふうなことで、社会における少年の  
居場所、その後の保護、そして健全育成のた  
めに対応しているという状況でございます。

○氷室雄一郎委員 個別な事例はもうちょっ  
と述べられないということですね。件数的に  
はどのくらいあるんですか。

○佐藤生活安全部長 申しわけございませ  
ん。個別の何件というのは把握はしておりま  
せんけれども、ほぼ勤務の場合は毎日のよう  
に11名が各学校等を回っておりますので、ケ  
ースとしてはかなりの数になるのではないか  
というふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 件数的に掌握されてない  
ということです。かなりそれぞれ11名の方頑  
張ってもらえるという状況でございますけれ  
ども、内容につきましては、なかなか難しい  
問題もあると思いますので、もうそれは結構  
です。

もう一つは、8ページですけれども、この  
刑事警察運営費の中で、幸せ実感推進枠を設  
けられまして、予算を組まれているわけです  
けれども、この危険ドラッグ等薬物対策の強  
化ということでございますけれども、この推  
進枠を設けられて、機材の購入とかシステム  
リース料等、何かこれによって今までとは違  
う効果が期待できるものがあるのかどうかと  
いう、ちょっと内容をもう少し説明していた

だきたい。推進枠として今回出されているわ  
けでございますので。

○甲斐会計課長 会計課長です。

推進枠としては10事業、予算総額としては  
1億800万円ほど措置していただいております。  
それで、各方面にわたっております。例  
えば、女性の視点を反映した警察運営の推進  
というふうなことで、育児休業後、復帰者  
に対して臨時託児室を開設したりとか、女性  
用の装備品を準備いたします。そのほか、今  
回のワンストップ支援センターの設置と振り  
込め詐欺の防止、危険ドラッグなども含め  
て、こういうのが今回実感推進枠として出さ  
れています。その中で、危険ドラッグにつ  
いては、科学捜査の鑑定資機材であります  
とか、被疑者使用車両を特定するシステム  
でありますとか、そういうのを予算措置して  
おります。

○氷室雄一郎委員 だから、危険ドラッグ  
について言えば、薬物の鑑定用機材という、  
これは新しいものなんですか、どうなん  
ですか。

○甲斐会計課長 新しいものとしては、交  
通事故事件捜査支援システムというのがござ  
います。これは、危険ドラッグ等を使用――  
防犯カメラに映っている人物、これを危険  
ドラッグを使用したかどうかについて鮮明に  
わかるようなシステムです。こういうのは  
新規に認めていただいております。そのほ  
か、鑑定資機材についても2,200万ほど、  
また充実した予算を確保しております。

○氷室雄一郎委員 推進枠として設けて  
おられますので、こういうものが費用対  
効果の面からこういう対策の強化につな  
がるように、しっかりしていただければ  
と思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。

以上です。

○平野みどり委員 まず、4ページの警察施設維持云々というところなんですけれども、照明器具のことで、PCB含有量の委託費云々というのがありますけれども、今警察施設、免許センターも含めて、まあ、別々でもいいですが、LED化というのどれくらい進んでいるのでしょうか。

○甲斐会計課長 会計課長です。

今年度末までに、警察棟本館、約1億9,000万円でLED化については実施予定です。

○平野みどり委員 済みません、ちょっと聞き取れなかったもので……。

○増永慎一郎委員長 もう一度、よろしいですか。

○甲斐会計課長 今年度末までに、警察本部としては約1億9,000万円ほどかけまして、LED化については終了する予定としております。

○平野みどり委員 わかりました。それと、LEDについてなんですけれども、9ページの信号機、LEDになって私も見やすくなったなと思っているんですけれども、何か豪雪地帯とかでは見にくいとかいう話もあって一雪が積もってしまっただけで、熱を持たないがゆえに雪がこびりついてしまっただけで、それがとれなくて見えないとかという話も聞いたんですけれども、熊本県内の雪が多い地域とかで、LEDについてはうまく機能しているのでしょうか、どうなるのでしょうか。

○木庭交通規制課長 LED信号というのは、御存知のとおり、熱を持たないということで、豪雪地帯等であれば、雪がこびりつ

たり、氷が張りついたりということで聞いてはおりますけれども、本県におきましては、幸い、そういったLEDが見えにくいとか、雪等ですね、ということは現在まで把握しておりません。もしそういう状況がありましたら迅速に対応したいと考えております。

以上です。

○平野みどり委員 わかりました。いいです。

○増永慎一郎委員長 いいですか。

○平野みどり委員 はい。

○小杉直委員 ちょっとさっき舌足らずだったですけど、黒川部長と甲斐課長に要望という形で話しておきますが、この3ページのヘリコプターの維持管理に関して、ヘリ基地統合についてお尋ねしたですたいね。それで、私は、ここの委員ということと、議連のほうで防衛議員連盟の役員しるという立場もあって、県警ヘリの場所を何度も見に行ったり、あるいは防災拠点の工事場所を何度も見に行ったり、あるいは県の防災センターも何度か見に行っただけですが、老朽化したり、地震に対するもう対応ができないというふうなことに、それはよくわかります。特に県警のヘリの場所が、もう、1回行ったぐらいではわからないような場所にあるわけですね、現実には。

そうしながらも、いろいろ搜索とか人命救助とか、あるいは災害対応は近くの高遊原の自衛隊のヘリとそれから県のヘリと県警のヘリと、非常に連携プレーをされて効果を上げておられますので高く評価したいわけですが、今度基地統合になった場合に、私たちも、財政課とか危機管理防災課には、きちんとした施設を、県の防災施設も県警ヘリ施設もつくるようにというふうなことは何度か言



っておりますが、県警のほうも、県に任せるというだけでなく、積極的にひとつ、主管、県のほう、知事部局には申し入れしていただいて、いい県警ヘリポートができるように、ひとつ積極的に活動していただきたいというふうに要望しておきます。

といいますのが、甲斐課長は今度御栄転されるというふうに新聞に載ったけん、後の方にもよく引き継いどってもらいたいなというふうな気持ちからで、要望しておきます。

○松田三郎委員 資料4ページの(3)施設整備費で、私の地元の多良木警察署——これはどこになつとですかね、甲斐課長ですか。多良木警察署、私は、10年前後、前の文治の委員のときに、県内の警察署で古い順番はどこですかと聞きましたら、当時、水俣警察署とか氷川署とかがワーストというか、古い順番だった。御存知のように、水俣警察署も新しくなりましたし、氷川警察署も、ここに書いてある(2)の機動センターに衣がえと、生まれ変わるわけでしょうし、多良木警察署は、古くて手狭で、恐らくかなり上位じゃないかなんと思っているんですけども、その長寿命化とかいう話もありましたけれども、大体、何番目というのは言いにくいかもしれませんが、優先度が高いのか中ぐらいなのか低いのか、あるいは改修なり長寿命化のこの計画があるのかというのを、言える範囲で結構でございますが。

○甲斐会計課長 警察署の建てかえについては、古い順番から建てかえるというのが原則だというふうに考えております。その中で、阿蘇署については、災害を実際受けたというふうなことで、阿蘇署については、今回土地の調査費がついております。それで、阿蘇署については、熊本合志署が着工後は、次は阿蘇署というふうに考えております。その次に

古いのは、上天草、天草、宇城、阿蘇——阿蘇は除いて、宇城から多良木になります。多良木は昭和49年にできて約40年ほど経過して、一応50年が目安というふうに考えておりますので、そういう視点から考えていただければ結構かなというふうに思います。

○松田三郎委員 なら、あと10年以上待たにゃんということですか。耐震は調査してあると思うんですけど、まあ、多分古いのも今おっしゃった上天草、天草、宇城の順番でしょうけれども、耐震はどうなんですか、ここは。

○甲斐会計課長 全警察署、してあります。

○松田三郎委員 ありますか。

○甲斐会計課長 あります。

○松田三郎委員 これも、今期最後の委員会でございますので、ぜひ10年と言わず、我々も予算の面では協力しますので、1年でも早くできるように要望したいと思います。

ありがとうございました。

○小杉直委員 阿蘇署は、もう確かに3年前の北部大豪雨であれだけの被害を受けて、その後またああいう阿蘇の爆発等がっておりますので、いつ何どきまたいろんな災害起きるかわかりませんので、優先的につくってもらわんといかぬわけですが、松田先生のおっしゃった多良木署あたりも、いい方法があるんですよ、早くつくるとには。それは、県のほうにしっかり要望していただいて、県費をしっかりと県警に与えていただくという方法がありますので、しっかり御協力をお願いします。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。——よろしいですか。

なければ、これで質疑を終了します。

それでは、続いて教育委員会から説明をお願いします。

田崎教育長。

○田崎教育長 増永委員長初め委員の皆様方におかれましては、この1年間、教育行政全般にわたりまして御指導、御助言いただきましてまことにありがとうございました。

また、先日行われました県立学校の卒業式に際しましては、御多用中にもかかわらず、委員の皆様方の御臨席賜りましたことに、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、今回提案申し上げております教育委員会関係の議案の概要につきまして御説明させていただきます。着座にて失礼します。

まず、平成27年度当初予算につきましては、第36号議案平成27年度熊本県一般会計予算、第40号議案平成27年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算、第43号議案平成27年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算におきまして、総額1,573億6,430万円余をお願いいたしております。

教育委員会といたしましては、昨年3月に策定いたしました第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの着実な推進に向けまして、来年度も引き続き、グローバル人材の育成、学力の向上、特別支援教育の充実、いじめや不登校などへの対応などに、重点的に取り組んでまいります。

まず、グローバル人材の育成につきましては、スーパーグローバルハイスクールの新規指定に向けた取り組みや州立モンタナ大学と連携した留学の促進など、将来さまざまな分野において国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成に引き続き取り組むこととしております。

次に、学力の向上につきましては、学力に課題を抱える学校に対する学力向上アドバイ

ザーの派遣や、地域の教員OB、大学生などとの連携、協力のもと、放課後や夏休み等を活用して、子供たちの学習支援に取り組む市町村への支援などに取り組むこととしております。

次に、特別支援教育の充実につきましては、急増する知的障害のある児童生徒の受け入れ環境を確保するための施設整備等に引き続き取り組んでまいります。

次に、いじめや不登校などへの対応につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充などにより、引き続き、いじめ、不登校の予防及び解消に取り組んでまいります。

また、そのほかの主な取り組みといたしましては、国が来年度から実施を予定しております日本遺産の認定に向けて取り組む人吉・球磨地域の市町村等を支援することにより、文化財を活用した地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。関連しまして、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成を図るためのスーパープロフェッショナル・ハイスクール事業にも取り組むこととしております。

さらに、来年1月のリニューアルオープンに向けましたくまもと文学・歴史館の整備及び記念事業等、開設準備を進めてまいります。

次に、条例等議案につきましては、第82号議案の熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど、6つの条例改正の議案を提案いたしております。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます

す。着座で御説明させていただきます。

教育委員会関係の当初予算等の説明資料2ページをお願いいたします。

まず、上段の教育委員会費でございますが、1,144万6,000円をお願いしております。これは、右側説明欄に記載しておりますが、教育委員5人の報酬及び教育委員会の運営費でございます。

下段の事務局費でございますが、3億5,254万2,000円をお願いしております。

主なものといたしまして、右側説明欄1の(1)の熊本県教育情報化推進事業は、県立学校のパソコン等のリースなど、学校におきまず教育の情報化の推進に要する経費でございます。中で、未来の学校創造プロジェクトといたしまして、タブレットパソコンやデジタル教科書など、ICTを活用した指導や学習方法の検討も進めてまいります。

(2)の学校改革プロジェクト支援事業は、教職員が子供と向き合う時間を確保し、学校のさまざまな課題解決を図るため、校務改革と授業改革の2つを柱とした学校改革に取り組むモデル校の支援と県内の各学校への普及に要する経費でございます。

(3)の教育振興基本計画推進事業でございますが、第2期となります教育振興基本計画の推進に要する経費でございます。

(4)の県立学校校務情報化推進事業は、県立学校で使用する校務用パソコン等のリースに要する経費でございます。

なお、事務局費につきましては、本年度予算と比較いたしまして、約4,200万円余の増となっておりますが、これは、(4)の県立学校校務情報化推進事業で、これまで備品として整備しておりましたパソコンが耐用年数を経過したためリースに切りかえることに伴い、パソコンのリース費用等が増加したことなどによるものでございます。

3ページをお願いいたします。

上段の教職員人事費でございますが、2億

4,456万8,000円をお願いしております。主なものといたしまして、右側説明欄1の(1)の教職員住宅建設償還金及び財産処分費は、平成13年度までに建設いたしました教職員住宅の公立学校共済組合への償還金及び廃止住宅の処分に要する経費や、3に記載の教職員の福利厚生事業に要する経費でございます。

下段の教育センター費でございますが、7,642万円をお願いしております。主なものといたしまして、右側説明欄1の(1)の管理運営費は、教育センターの維持管理及び運営に関する経費や、3に記載の教職員の研修に要する経費などでございます。

4ページをお願いいたします。

最後に、恩給及び退職年金費でございます。1億7,571万4,000円をお願いしております。昭和37年11月30日以前に退職した教育職員に対しまして恩給として、また、その遺族に対しまして扶助費として支給しているものでございます。

以上、総額8億6,069万円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。よろしくようお願い申し上げます。着座にて説明させていただきます。

各事業の御説明に先立ちまして、今回計上いたしております職員給与費につきまして、各課に共通する事項でございますので、一括して学校人事課の例で御説明をさせていただきます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

上段の事務局費の右側説明欄の1、職員給与費でございますが、これは、職員の給与につきまして所要の見込み額を計上したものでございます。この職員給与費の算定方法でございますが、平成27年1月1日現在の職員に係る給与費から定年等の退職者分を除きまし

て、新規採用者等の見込み額を加えたものでございます。

以下、学校人事課の教職員給与費及び社会教育課、文化課、施設課、体育保健課の職員給与費につきましても同様でございますので、各課からの詳細な説明につきましては省略をさせていただきます。

それでは、学校人事課の各事業につきまして御説明をさせていただきます。

5 ページの上段の事務局費でございますが、教育委員会事務局職員の給与費及び退職手当としまして、15億771万9,000円をお願いしております。

下段の教職員人事費でございますが、152億1,850万2,000円をお願いしております。

主なものとしまして、右側説明欄の1、(1)の教職員退職手当や、2の(1)の児童手当のほか、3の管理運営費のうち、(3)の障がい者就労支援事業は、県立学校におきまして、障害者を雇用しまして、就労に必要な能力等の習得を図り、就労につなげるものでございます。(5)の教育サポート事業は、小中学校及び特別支援学校におきまして、教員が子供と向き合う時間を拡充するため、退職教員等の人材を活用したサポーターの配置に要する経費でございます。

6 ページをお願いいたします。

(6)の公立高等学校授業料徴収等事業は、公立高等学校の授業料の徴収及び就学支援金の支給に要する経費でございます。(7)の教員の指導力向上事業は、スーパーティーチャー、指導教諭の配置に伴う代替非常勤講師の配置に要する経費でございます。

なお、教職員人事費が前年度と比較しまして約8億1,000万円的大幅増となっておりますのは、公立高等学校等就学支援金の支給対象者が、学年進行によりまして、平成27年度からは、1年生、それから2年生が支給対象となりまして、増加することによる就学支援金の増によるものでございます。

続きまして、中段の教職員費ですが、小学校分として582億2,571万7,000円、下段の教職員費は、中学校分としまして336億3,283万3,000円をお願いしております。小学校、中学校、いずれも教職員の給与費及び旅費を計上しております。

7 ページをお願いいたします。

上段の教育振興費でございますが、2,301万8,000円をお願いしております。県立中学校3校の運営費を計上しております。

2段目の高等学校総務費でございますが、252億8,674万7,000円をお願いしております。高等学校の教職員の給与費及び学校運営費を計上しております。

3段目の全日制高等学校管理費、それから4段目の定時制高等学校管理費、最下段の通信教育費でございますが、いずれも高等学校の運営費及び教職員の旅費を計上しております。全日制高等学校管理費としまして14億6,854万2,000円、定時制高等学校管理費としまして2,499万7,000円、通信教育費としまして572万4,000円をお願いしております。

8 ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますが、94億4,742万2,000円をお願いしております。特別支援学校教職員の給与費、学校運営費及び就学奨励費を計上しております。

以上、総額1,448億4,122万1,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、7億1,248万2,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。主な事業について御説明いたします。

2の地域・家庭教育力活性化推進事業費のうち、(1)「親の学び」推進事業は、これまでの普及啓発に加えまして、今後より一層の取り組みが必要であると考えております幼稚園や保育所及び高等学校での家庭教育に関する系統的な学習の充実に要する経費でございます。

(3)の放課後子ども教室推進事業は、放課後などの子供たちに対して学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、学習やさまざまな交流、体験活動の機会を提供する場づくりのための経費でございます。平成27年度は、73カ所の実施を予定しております。

(4)の学校・家庭・地域連携推進事業は、開かれた学校づくりのため、学校、家庭、地域の団体や専門機関等とのネットワークづくりを進め、社会教育関係事業を推進するコーディネーター育成等を行い、子供の成長を見守る体制づくりの構築に要する経費でございます。

(8)の社会教育団体事業による家庭教育推進事業は新規事業でございまして、PTAなどの地域の社会教育団体に委託いたしまして、スマートフォンの利用法などの喫緊の課題を親子で話し合う場を県下に広く創設することに要する経費でございます。

次の10ページをお願いいたします。

(9)の熊本ふるさと学習推進事業は新規事業でございまして、学校と地域が連携、協力して、地域の魅力を学び、地域活性化を図るための経費でございます。

(10)の地域と協力した学力向上プロジェクトは新規事業でございまして、学習がおくれがちであったり、学習習慣が十分に身につけていない小学生や中学生の学力向上を図るため、教員OBや大学生など地域の人材を活用しまして、放課後や土日、夏休みなど、学びの機会、いわゆる地域未来塾を提供する経費でございます。平成27年度は、20カ所の実施

を予定しております。

(11)の肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業は新規事業でございまして、子供の読書活動を推進するための読書アドバイザー派遣に要する経費でございます。

4の社会教育諸費のうち、(3)の地域人権教育指導員設置費補助事業は、地域における人権教育の推進のため、地域人権教育指導員を設置する市町村に対して助成を行う経費でございます。

(4)の県生涯学習推進センター運営事業は、県民カレッジや生涯学習フェスティバルの開催など、生涯学習推進センターの運営に要する経費でございます。

(5)の青少年教育施設管理運営費は、天草青年の家など、県立青少年の家4施設の管理運営の指定管理者への委託に要する経費でございます。

なお、社会教育総務費につきましては、9ページに記載しておりますとおり、前年度から1億9,876万2,000円の減額となっております。これは、主に現在実施しております青少年教育施設の耐震改修が今年度で終了するためでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

図書館費でございます。7億1,596万7,000円をお願いしております。主な事業について御説明いたします。

2の管理運営費のうち、(1)の管理運営費は、県立図書館の施設や設備の維持補修や図書の購入など、県立図書館の管理運営全般に要する経費でございます。

3の事業費のうち、(3)のくまもと文学・歴史館整備事業は、くまもと文学・歴史館の改修整備及び備品購入など、魅力ある展示、企画に向けた環境づくりに要する経費でございます。

なお、前年度から5億5,084万7,000円の減額となっております。これは、主に現在実施

しております。県立図書館の空調設備や照明などの大規模改修が今年度中に終了するためでございます。

以上、14億2,844万9,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島文化課長 文化課長の手島でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

文化費といたしまして、8億2,503万3,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。主なものを御説明させていただきます。

2の文化振興費のうち、主なものとして、(2)高等学校芸術文化振興事業は、熊本県高等学校総合文化祭の開催経費の補助と全国高等学校総合文化祭への参加旅費の補助に要する経費でございます。(3)の美術館分館管理運営費は、県立美術館分館の管理運営を指定管理者へ委託する経費などでございます。(4)の日本遺産による文化財群魅力発信支援事業は新規事業でございます。地域に点在する文化財を活用し、地域の活性化を図る文化庁の日本遺産魅力発信推進事業に取り組みを行います。人吉・球磨地域などに対する支援に要する経費でございます。

3の文化財調査費のうち、主なものとして、(2)の埋蔵文化財発掘調査は、国などの公共事業に伴い、県が受託予定の水俣インターチェンジなど、8カ所の埋蔵文化財発掘調査に要する経費でございます。

4の文化財保存管理費のうち、主なものとして、(4)の装飾古墳館関係経費は、県立装飾古墳館の管理運営等に要する経費、(5)の鞠智城関係経費は、鞠智城跡の管理運営費、公園整備費や国の特別史跡指定に向けた取り組みに要する経費でございます。

次に、13ページでございますが、美術館費として、4億2,087万8,000円をお願いしてお

ります。

まず、右側の説明欄2の(1)の管理運営費は、県立美術館本館の管理運営に要する経費でございます。

4の(1)展覧会事業費は、県立美術館が行う企画展、共催展及び巡回展の開催に要する経費でございます。

5の(1)県立美術館本館改修整備事業は、良好な展示、保管環境を確保するため、築38年が経過し老朽化しております施設設備の改修を行うもので、特に緊急性が高い防水工事などを行うものでございます。

6の(1)細川コレクション永青文庫推進事業は、展覧会の開催や永青文庫所蔵の美術品や古文書などの調査研究、修復に要する経費でございます。

以上、文化課といたしまして、総額12億4,591万1,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清原施設課長 施設課でございます。着座で御説明をさせていただきます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

資料3段目の全日制高等学校管理費でございますが、1億8,120万8,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の県立学校施設維持費につきましては、県立高等学校の維持管理に要する経費でございます。

最下段の学校建設費でございますが、29億7,023万1,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の県立高等学校施設整備費の(2)校舎新增改築事業につきましては、県立高等学校の老朽危険施設改築に要する経費で、翔陽高校実習棟及び高森高校教室棟の工事請負費や熊本工業高校実習棟に要する委託料などでございます。また、新規の小川工業高校実習棟改築事業は、実施に向けての基本構想委託料で

ございます。(4)の県立高等学校施設整備事業につきましては、県立高等学校の老朽危険施設の改修に要する経費でございます。

学校建設費が前年度と比較して11億7,000万円余の増となっておりますが、これは、主に26年度に着工し、27年度に竣工予定の翔陽高校や高森高校の改築工事が27年度に本格化することに伴うものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますが、5億9,795万3,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の施設整備費の(2)特別支援学校施設整備事業につきましては、特別支援学校の老朽危険施設改修等に要する経費でございます。

前年度との比較で12億4,000万円余の減となっておりますが、これは、主に新設の熊本かがやきの森支援学校の完成に伴うものでございます。

以上、総額37億5,389万4,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の16ページをお願いします。

上段の事務局費でございますが、4,396万5,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県立高等学校教育整備推進事業は、新設高校開設準備室の設置等による高等学校再編整備の推進に要する経費でございます。(2)新設高等学校等教育環境整備事業は、これまでに再編、統合した高校の運営等に要する経費でございます。(3)県立高校魅力創造発信事業は、県立高校の入学者確保に向けた検討組織の設置運営や広報等に要する経費でございます。

下段の教育指導費は、5億2,598万円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)通学支援事業は、高等学校再編、統合に伴う通学支援に要する経費でございます。(2)御所浦高校生通学支援事業は、新規事業でございます。これは、平成27年度に県が全庁的に取り組む御所浦地域振興策の一環として実施するもので、御所浦から天草市内の高校に通学するために必要な定期船運賃に対する助成経費でございます。

2の(2)「夢への架け橋」進学支援事業は、教員の指導力向上及び理数教育の充実に向けた研修等に要する経費でございます。(3)高校生キャリアサポート事業は、高校生の就職のための求人開拓や就職相談を行うキャリアサポーターの設置に要する経費でございます。(4)熊本県州立モンタナ大学高校生派遣事業は、グローバル人材の育成に資するための高校生の州立モンタナ大学での英語研修受講等に要する経費でございます。27年度は、募集生徒を今年度の15名から30名へ増員することを予定しております。

続きまして、説明資料の17ページをお願いします。

右側説明欄、(5)スーパーグローバルハイスクール推進事業は、グローバル人材の育成を図る国のスーパーグローバルハイスクールの指定に係る先進的教育課程の開発や実践等に要する経費でございます。今年度指定を受けております済々黌高校に加えて、新たに1校の指定を目指しております。(6)高校生海外修学旅行促進事業は、県立高等学校の海外修学旅行促進に向けた研修先や安全面確認等の現地調査等に要する経費でございます。(7)スーパープロフェッショナル・ハイスクール事業は新規事業でございます。専門的職業人の育成を図る国の事業を活用した教育課程の開発や実践等に要する経費でございます。

3の(1)初任者研修(県立)は、新規採用教員が研修を受ける際に、その職員にかわり授

業を行う非常勤講師の採用等に要する経費でございます。

4の(1)高校生の非行防止と健全育成は、学校不適應等の生徒指導上の課題の解決に要する経費でございます。(2)県立学校いじめ・不登校等対策事業は、県内全ての分校を含めた県立高校へのスクールカウンセラーの配置及び県内拠点校へのスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費でございます。スクールカウンセラーは、配置時間の増、スクールソーシャルワーカーは、現在の拠点3校から新たに天草地域を加えた拠点4校を予定しております。(3)いじめ防止対策推進事業は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止のための環境整備等に要する経費でございます。(4)いじめ未然防止推進事業は、いじめの未然防止等のためのシンポジウムや高校生会議の開催に要する経費でございます。

下段の中学校費の教育振興費は、197万5,000円をお願いしております。右側の説明欄のとおり、県立中学校入学者選抜は、県立中学校の入学者選抜に要する経費でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

2段目の高等学校総務費は、1,201万7,000円をお願いしております。右側説明欄のとおり、県立高等学校の入学者選抜に要する経費でございます。

下段の高等学校費の教育振興費は、5億1,389万円をお願いしております。右側説明欄のとおり、1の理科教育設備費は、県立高等学校における理科、数学教育のための施設設備に要する経費でございます。2、3、4は、定時制、通信制の生徒に対する経費でございます。

5の(1)奨学のための給付金事業は、公立学校授業料無償制度の見直しにより生み出された財源により、経済的理由で就学困難な公立高等学校の高校生に対する給付金の支給に要する経費でございます。この事業は平成26

年度から始まったもので、来年度は、学年進行により新1年生も対象となり、対象者が増加したことで、約2億円の増額となっております。

説明資料の19ページをお願いいたします。

6の(1)高等学校産業教育施設整備費は、産業教育の実験実習に必要な設備整備に要する経費でございます。(2)の高等学校産業教育電算機組織整備事業は、産業教育に必要なパソコン整備に要する経費でございます。(3)実習船「熊本丸」代船建造事業は新規事業でございます。平成29年度中の代船建造を目指して開催する有識者等による検討会議及び代船調整会議に要する経費でございます。

3段目の保健体育総務費は、683万7,000円をお願いしております。右側説明欄のとおり、県立高等学校定時制課程の生徒への夜食給与に要する経費でございます。

下段の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、6,882万6,000円をお願いしております。右側説明欄のとおり、一般会計から県立高等学校実習資金特別会計への水産高等学校費へ繰り出すものでございます。

以上、一般会計は、11億7,349万円をお願いしております。

続きまして、説明資料の20ページをごらんください。

特別会計について御説明いたします。

まず、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

上段の農業高等学校費は、1億8,536万5,000円をお願いしております。これは、右側説明欄のとおり、農業関係高等学校12校の実習運営に要する経費等でございます。

下段の水産高等学校費は、1億155万2,000円をお願いしております。これは、右側説明欄のとおり、水産高等学校における実習船及び実習運営に要する経費でございます。

続きまして、説明資料の21ページをお願い



いたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金でございますが、13億6,755万2,000円をお願いしております。その主なものは、右側説明欄のとおり、1の貸付金で、高校生等に対する奨学金の貸与に要する経費等でございます。平成26年度と比較して4,000万円程度の減額となっておりますが、これは、平成21年度から始まりました国の経済対策が平成26年度に終了したことなどによるものでございます。

なお、このように貸与財源は減額となりますが、先ほど御説明いたしました奨学のための給付金制度の導入等により、1人当たりの貸与額が減少していることから、平成26年度と同程度の募集定員を確保できる見込みでございます。

以上、一般会計及び特別会計の総額は、28億2,795万9,000円でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦川義務教育課長 義務教育課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

教育指導費でございますが、2億9,508万7,000円をお願いしております。

主なものにつきまして、右側の説明欄により御説明いたします。

まず、2の学校教育指導費、(1)の日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業でございますが、これは、水俣病についての正しい理解を図り、環境教育の充実を推進するために、県内全ての公立小学5年生の水俣訪問学習を実施する市町村にその費用の一部を助成するものでございます。

(2)のグローバル人材育成推進事業は新規事業でございますが、グローバル人材の育成に向けた児童生徒と外国語指導助手等の異文化交流活動に要する経費でございます。

(4)の英語教育改革推進事業も新規事業でございますが、小中学校英語教員の授業力向上を図る研修及び英語教育の早期化、高度化に向け、特定の地域を英語教育強化地域拠点と指定し、小中高を連携した英語教育の取り組みの支援に要する経費でございます。

(5)の学力向上アドバイザー派遣事業も新規事業でございますが、学力向上を図るためのアドバイザーを教育事務所に配置し、市町村教育委員会の要請を受けて、小中学校への派遣に要する経費でございます。

(7)小中一貫教育推進事業も新規事業でございますが、小中一貫教育に係る協議会の開催及び市町村によるモデル事業実施に要する経費でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

3の教員研修費でございますが、(1)から(3)、いずれも教員の指導力や専門性の向上を図るための研修に要する経費でございます。

最後に、4の児童生徒の健全育成費でございますが、(1)の外部専門家による学校支援充実事業は、いじめ、不登校の積極的予防と解消を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等に要する経費でございます。スクールカウンセラーは配置校の増、スクールソーシャルワーカーは勤務日数の拡充を予定しております。

(2)学級経営等支援員配置事業でございますが、学級経営が困難な学級において、児童生徒への対応や担任等への指導、助言等を行う支援員の配置に要する経費でございます。

(3)子どもたちによるいじめ防止推進事業は、新規事業でございます。本事業は、子供たちの主体的な取り組みの推進などにより、いじめの未然防止を図るための実践研究に要する経費でございます。

以上、総額2億9,508万7,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

まず、上段の教育指導費でございますが、9,106万7,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。主な事業について御説明をいたします。

1の(1)特別支援学校キャリアサポート事業は、就職希望者の多い特別支援学校3校にキャリアサポーターを配置し、就職支援等に要する経費でございます。

次に、(2)特別支援教育充実事業は、特別支援学校の専門性や指導力の向上を図るための研修実施などに要する経費でございます。

(3)ほほえみスクールライフ支援事業は、特別支援学校7校の児童生徒の医療的ケアの実施及び人工呼吸器の管理等のため、看護師を派遣する事業者への補助に要する経費でございます。

(5)発達障がい支援事業は、小中高等学校等の全ての教員を対象とする研修実施など、発達障害に対する理解促進や支援の充実に要する経費でございます。

次に、下段の特別支援学校費でございますが、3億8,882万2,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の特別支援教育環境整備事業は、熊本市及び周辺部で急増する知的障害特別支援学校高等部への入学希望生徒受け入れのための対策に要する経費でございます。具体的には、熊本聾学校の敷地内に新たな特別支援学校高等部を整備するための基本構想の策定、山鹿、氷川の高等部分教室の改修及び熊本支援学校の過密狭隘化の緩和を図るための改修に要する経費でございます。このことにより、特別支援学校費は、前年度と比較して1億6,

600万円余りの増額となっております。

3の県立特別支援学校管理運営費は、特別支援学校高等部の5つの分教室及び熊本かがやきの森支援学校の運営に要する経費でございます。

以上、総額4億7,988万9,000円を計上しております。

特別支援教育課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池田人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

まず、上段の教育指導費647万3,000円は、課運営費及び人権教育にかかわる教職員の指導力の向上を図るための各種人権教育研修事業と学校教育における人権教育推進に要する経費でございます。

次に、中段の教育振興費2,736万3,000円は、地域改善対策奨学資金の返還に伴う国庫補助相当分の国への償還金及び未収金回収のための非常勤職員の任用等に要する経費でございます。

次に、下段の社会教育総務費1,327万円は、人権教育推進のための資料の作成、人権フェスティバルの運営及び人権教育関係団体への事業費補助、社会教育における人権教育推進に要する経費でございます。

以上、総額4,710万6,000円でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

保健体育総務費でございますが、5億748万2,000円をお願いしております。右側の説明欄をごらんください。

主なものとしまして、2の(1)歯・口の健康づくり推進事業でございますが、これは、

フッ化物洗口等歯・口の健康づくりに向けた市町村支援等に要する経費でございます。

(2) 県立学校における健康診断は、県立学校児童生徒及び教職員の健康診断に要する経費、(3) 日本スポーツ振興センター事業は、学校管理下で児童生徒に災害が発生した場合の災害共済給付に要する経費でございます。

次に、説明資料の27ページをお願いいたします。

体育振興費として、2億6,107万4,000円をお願いしております。右側の説明欄をごらんください。

主なものとしまして、1、学校体育振興費の(1) 児童生徒のスポーツ環境整備事業でございますが、小学校の運動部活動の社会体育への移行等を推進する市町村に対する助成でございます。27年度の新規事業でございます。

2、社会体育振興費の(1) 2020東京オリンピック選手育成事業は、2020東京オリンピックに出場可能性のある県内選手の育成強化に対する助成でございます。(2) から(5) は、九州地区国民体育大会や国民体育大会に要する経費と競技力向上への取り組み等に対する経費でございます。

続きまして、説明資料の28ページをお願いいたします。

体育施設費として、8億1,554万2,000円をお願いしております。右側の説明欄をごらんください。

1、県営体育施設管理費でございますが、(1) 藤崎台県営野球場初め県営体育施設6施設の指定管理者への管理委託等に要する経費でございます。

2、県営体育施設整備費でございますが、(1) 県営体育施設整備事業は、県立体育施設の計画的な改修等に要する経費、(2) 武道関連施設調査検討事業は、武道施設のあり方についての調査、検討に要する経費でございます。

なお、前年度に比較して4億7,117万6,000円の減額となっておりますが、減額の主なものは、26年度事業の県立総合体育館改修整備事業の終了によるものでございます。

以上、総額15億8,409万8,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。着座にて御説明申し上げます。

説明資料の29ページをお願い申し上げます。

第82号議案といたしまして、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

この条例は、県立学校職員の特殊勤務手当の額などの見直しに伴い、関係規定を整理するものでございます。

2の条例の内容であります。先に(2)の教員特殊業務手当について御説明いたします。

この手当は、修学旅行など引率業務、または週休日等に行われる部活動指導業務等に従事した教員に支給される特殊勤務手当の一つでございますが、国では、めり張りある教員給与実現の観点から、手当額を25%引き上げるとする見直しを行いまして、本県でも、これに対応して、各業務における手当額を約25%引き上げることとしております。

また、あわせまして、(1) ですが、漁労実習手当の支給対象となります船舶を所管する学校が、平成27年4月に苓洋高等学校から天草拓心高等学校となることに伴いまして、所要の規定の整理を行うこととしております。

なお、漁労実習手当についてでございますが、これは、教育職員が船舶による漁労実習に従事した場合に支給されるものでございます。

施行日につきましては、平成27年4月1日からとしております。

次に、32ページをお願いいたします。

第83号議案としまして、熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

この条例は、平成27年4月に天草拓心高等学校が開校すること等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の条例の内容であります。漁労手当の支給対象となる船舶を所管する学校が苓洋高等学校から天草拓心高等学校となることに伴い、(1)から(3)までのとおり、条例に規定する学校名を天草拓心高等学校に改めるものでございます。

なお、漁労手当についてであります。これは、船舶に乗り組む船員である職員が漁労に従事したときに支給されるものでございます。

施行日につきましては、平成27年4月1日からとしております。

あわせて、苓洋高校が存続する間、所要の経過措置を定めることとしております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

続きまして、説明資料の34ページをお願いいたします。

第84号議案といたしまして、熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを提案しております。

これは、これまで明治文学以降の文学資料を収集、展示してきました熊本近代文学館を、改修後には、熊本ゆかりの文学に加え、熊本の歴史に関する資料を収集、展示などを行うことで、熊本の文学の振興と熊本の歴史の継承に寄与する施設であるくまもと文学・歴史館として機能を拡充することから、これに伴いまして関係規定の整理を行うものでござ

います。

検討の経緯といたしましては、まず、熊本近代文学館の改修後の機能や名称につきまして、平成25年7月から1年以上かけまして、外部有識者で構成する検討会議で議論をしていただきました。改修後の名称につきましては、同検討会議におきまして、改修後の施設が子供たちにも親しみやすいものとするなどの意見が出されましたこと、また、名称は設置者たる教育委員会で決定すべきであるとされたことから、昨年12月の教育委員会で重ねて検討を行い、くまもと文学・歴史館とすることとしたものでございます。

なお、くまもと文学・歴史館は、本年4月から本格的な工事に着手し、来年1月のオープンを予定しておりますが、これに先立ちまして、資料収集等の準備や県民への周知、広報などが必要であるため、これらの取り組みの根拠であるこの条例を今議会に提案するものでございます。

改正点について御説明いたします。

まず、施設の目的につきましては、機能拡充の内容を踏まえまして、これまでの熊本の文学の振興に寄与することに加えまして、熊本の歴史の継承に寄与することを追記しております。施設の名称は、これまでの熊本近代文学館をくまもと文学・歴史館に改めます。さらに、施設の名称変更に伴いまして、熊本近代文学館の文学館長を、今後は文学・歴史館長とするものでございます。

施行日につきましては、供用開始をする日を施行日とすることとしております。

くまもと文学・歴史館は、来年1月中のオープンを予定しております。

現時点では供用開始日が確定できませんので、確定でき次第、教育委員会規則で施行日を定めることとしております。

続きまして、説明資料の36ページをお願いいたします。

くまもと家庭教育支援条例の一部を改正す

る条例の制定につきましてでございます。

これは、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴いまして、関係規定を整理するものでございます。

具体的には、くまもと家庭教育支援条例の第2条第3項で、認定こども園の定義を置いております。認定こども園は、先ほど述べましたこの法律の定義を引用しております。

今回、この法律が一部改正されまして、認定こども園の条項が第7条第1項から第2条第6項へ改正されましたので、それに合わせて改正するものでございます。

また、この法律が平成27年4月1日より施行されますので、それに合わせまして、この条例も27年4月1日より施行するものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。着座にて失礼します。

38ページをお願いいたします。

熊本県立天草高等学校天草西校の廃止に伴い関係規定を整理するため、第86号議案として、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

なお、同校は、平成25年度から生徒の募集を停止しており、同校に在籍する3年生は、平成27年3月に卒業したところでございます。

以上でございます。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。着座にて説明させていただきます。

説明資料の40ページをお願いいたします。

第87号議案としまして、熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

これは、熊本県立総合体育館の改修等に伴

い、関係規定を整備するものでございます。

内容につきましては、説明資料の3をらんください。

3の(1)ですが、小体育室に空調設備を新たに整備することから、維持管理費相当額等を上乘せして、小体育室の使用料を改定するものです。

次に、(2)ですが、卓球の個人使用については、現在、大体育室、中体育室でも使用可能となっておりますが、これまでの利用実績を踏まえ、小体育室に限定するものでございます。

次に、(3)ですが、大体育室の改修に伴い、プロスポーツ等の興行での利用をより一層促進するため、大体育室を専用使用する者が入場料を徴収する場合の徴収料に加算する額を50%引き下げるものでございます。これは、例えば、現在、床を観覧席とする場合、最高税込み入場料の200人分を加算額として徴収しておりますが、これを50%引き下げ、100人分にするというものでございます。

次に、(4)ですが、プロスポーツ等の興行の際に大体育室を専用使用する者が広告物を表示する場合、使用料に、知事が定める額を加算した額とするものです。これは、広告物の表示に係る規定については、県民総合運動公園など他の体育施設と同様に一定額を広告料として使用料に加算することができるよう、規定の整備を図るものでございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で付託議案に関する教育委員会の説明が終了しました。

ここで一旦休憩に入り、教育委員会の質疑は、午後から受けたいと思います。

再開は、1時10分からといたします。

休憩に入ります。

午後0時7分休憩

午後1時9分開議

○増永慎一郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

教育委員会の説明に対する質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○小杉直委員 14ページ、施設課長、下のほうの校舎新增改築工事で1億7,000万余を組んであるですたい——17億か、済みません。この熊本工業高校実習棟改築工事、これには、このうちのどのくらいですか。

○清原施設課長 施設課でございます。

この熊本工業実習棟改築事業につきましては、地質を調べるためのボーリング調査を予定しております、500万円でございます。

○小杉直委員 この17億8,500万余の中に、ボーリング調査費用としての500万しか含んでないわけ。

○清原施設課長 はい。

○小杉直委員 今後の大体の予定、構想はどうなっていますかね。

○清原施設課長 熊本工業高校実習棟改築事業につきましては、現在基本構想策定を委託して作業しております、ことしの8月末ぐらいまでに基本構想がまとまる予定でございます。それと並行してボーリング調査を実施しまして、28年度に実施設計等に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○小杉直委員 そうすると、基本構想は8月

ごろという説明であったが、基本設計はいつごろ。

○清原施設課長 済みません、今、基本設計、実施設計等は28年度から取り組んでまいりたいと思っております。

○小杉直委員 ならば、繰り返しになるばってんが、基本設計と実施設計を28年度に予定して、建築の完成年度は29年度から30年度、2カ年でしょうか、それとも1カ年。

○清原施設課長 先ほど申し上げましたように、現在基本構想を策定しているところでございまして、その中で、建物の規模とか構造とか、そういうものによって建築にかかる年数とかあるいは事業費とかがわかってまいりますので、それを見た上でということになると思っております。

○小杉直委員 前回までの委員会の説明だったと思って、42億ぐらいの総事業費を考えたでしょう。そういうふうなことならば、大体の基本設計と実施設計、そして建設をいつからいつごろまでという予定的な計画があるんじゃないですか。

○清原施設課長 42億程度と申しますのは、今14棟実習棟がございますけれども、これを同じ棟数というか、同じような形で建てかえた場合はそれぐらいの規模がかかると予想しておりますが、例えば、敷地に制約がございますので、今回の基本構想の中で高さを、現在2階建て棟が中心ですが、もう少し高い建物にするとか、そういうことによって敷地の有効利用等を図ることがありますので、そこについては基本構想の中で明確になってくると思っております。

○小杉直委員 そんなら、総事業費が大体ど

のくらいちゅうとは、予定的には発表はできないんですか。それとも、発表はできないちゅうだけで内部的には大体42億前後を考えとるといふ、それも言われぬたいな、内部的ならば。

総事業費については、こういう場所でまだはっきり言えないということですか。

○清原施設課長 先ほど申しあげましたように、建物の規模とか階数とかによって、それがある程度わかってから総事業費がわかってまいりますので、今の段階ではちょっと申し上げられません。

○小杉直委員 わかりました。ちょっと私が質問の仕方が少し角度が、間違っちゃおらぬけれども、ちょっと角度が切り過ぎたごたる感じだけ、ちょっと御無礼しました。

何で私がそやん言うかという、結局今グローバルの世の中になってきて、各国が非常に頭脳戦略ちゅうですかね、IT含めてのいろんなグローバルな戦いになってきてるんですが、どうしてもものづくりを含めた理工関係が日本は弱いわけですよ、御承知のとおり、釈迦に説法ばってんが。それで、例えば、熊本工業高校あたりのこういう実業的な学校の生徒さんたちが、大学に5%でも10%でも行くようなコースというですかね、道筋ができることによって、大学出た後のまた、日本だけでなく、世界的なグローバルな戦いの中に入っていくわけですか、ビジネスの中でも。だから、今は、往々にして、普通高校から大学に行って、そして社会に出ていくというケースが多いでしょう。しかし、もう高校のときから、やっぱり理工系なところに、例えば土木、私は土木出身ですが、そういう工業学校なりに進んでいって、そして大学も、さっき言ったように、まあ5%でも、よければ10%でもその枠ぐらいをつくってやってもらおうと。そして日本の世の中

に出ていって、グローバルな世界の中で十分日本の頭脳が発揮されるようなことも考えんとかぬとじゃなからうかなと思うとるもんですけん、ちょっとくどく聞いたわけですが、そういう考え方について、教育長はどうお思いになるのかな、いきなりばってんが。

○田崎教育長 今おっしゃったように、工業高校に進んだ子供たちは、ある意味、全てではないと思いますけれども、そういうものづくりに関心がある、どちらかと言えば、理工系に関心があって進んでいる子供たちでありますので、そういった子供の中から、さらに上級学校に進んで、日本のそういうものづくり工業を支えていくということは非常に大事なことだと思っています。

現在も、それぞれ学校には、それぞれの工業高校、大学のほうの工学部あたり、理学部あたりとのそういういろんな、何と申しますか、枠と言ったら変ですけども、推薦枠とかも持っておりますので、そういったものも活用しながら現在も進めているところでありますし、今後もそのあたりをしっかりと進めていかなければいけないというふうに思っております。

○小杉直委員 なら、ありがとうございます。まあ、学生さんとか、いろんな専門誌的なところを、薄い勉強ですけども、聞いたり読んだり見たりしてみると、やっぱりそういう道筋ももう少し日本は力を入れんとかぬとじゃなからうかという意見も結構多いんですな。

ここを見ても、18ページに県立中学校の理科教育等設備費あたりが出してあるけんですね、金額はさることながら、そういうふうな方面で、県立の中学校、高校にも、理工系にも設備投資もされておられるなというふうな思いもあつたもんですけん、ちょっと施

設課長に聞いたわけですが、これで終わります。

○氷室雄一郎委員 何点か、この社会教育課、10ページですけども、この新規事業につきまして、この新しい言葉、地域未来塾という言葉ができていますけれども、これは20カ所ぐらいということで、これは県が指定するというか、決めるんですか、それとも市町村が手を挙げたところにこういう助成を行うんですかね、これは。

○福澤社会教育課長 地域未来塾について御質問いただきました。

新規事業であります、地域と協力した学力向上プロジェクトでございますが、これは、市町村が、希望するところに地域未来塾を設定するという形でございます。

○氷室雄一郎委員 具体的に内容がちょっとよくわからぬので、ちょっとイメージをわかるように説明してください。

○福澤社会教育課長 この補助事業は、学習がおくれがちであるとか、学習習慣がまだなかなか定着していないというような、市町村あるいは学校のようなところが課題意識を持っておられるところが手を挙げて行う事業でございます、小中学生を対象にする事業となっております。

この事業は、大学生であるとか教員のOBのような方々に講師になっていただきまして、学校の授業以外の放課後でありますとか土日、あるいは夏休みのようなところに学びの場を提供するという形で、そういう大学生であるとか教員OBの方々に、学習習慣などを定着するように学びの場を設けていただくという事業となっております。

○氷室雄一郎委員 次、2点目ですけど

も、義務教育課のこの中学校夜間学級に関する調査をするために若干費用をつけておられるんですが、九州各県の中でも夜間中学がスタートしているところがあるんですか。

○浦川義務教育課長 夜間中学につきましてでございますが、昨年9月に文科省が実施した調査がございます。それによりますと、九州の中で夜間中学を設置しているというのはないというふうに認識しております。

○氷室雄一郎委員 結局、県内の状況が全くわからないからこの調査をするということなんです。ある程度わかっていたらその数字をちょっと教えてください。

○浦川義務教育課長 先ほど申し上げました昨年9月の文科省の調査におきましては、本県で夜間中学は設置されておられませんし、現在設置を検討しております市町村はございません。ただ、夜間中学というのは、義務教育未修了者等の就学機会を確保するという上で、非常に重要な役割を担っているというふうに認識しておりますので、市町村教育委員会との連携のもとで来年度国が実施いたします調査研究事業、それを活用して夜間中学の設置の必要性について研究していくということでございます。

○氷室雄一郎委員 3点目は、この体育保健課の東京オリンピックに向けた選手育成事業についてちょっと。これは人数的には40名ぐらいだったと思うんですけども、これは予算措置がしてありますけれども、これはどういう形でこれを進めていかれるのか、もうここで選手として認められたらずっとやっていくんですか、それとも期間限定でやっていかれるのかと。また、どういう学年が含まれているのか、その辺、ちょっともう少し教えてください。



○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

この東京オリンピック選手育成事業は、中学生、高校生を対象とした事業でございます。本年度は、45名を指定したところでございます。

毎年選考委員会を開催いたしまして、その年度その年度に、対象の生徒40名ほどを選考してまいる事業でございます。

○氷室雄一郎委員 ということは、これからちょっと時間があるわけですが、中高を対象として——じゃあ、高校を卒業したら、もうそれで終わりということなんですか。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

大学に進学した場合には、大学はその強化——中央の大学でございますので、そういった練習環境に恵まれております。また、社会人になった場合にもそういった練習環境に恵まれておりますので、本県におきましては、中学、高校生を対象とした事業を組んでいるところでございます。

○氷室雄一郎委員 もう中学校のとき受けたら高校——まあ、選考会があると思うんですけども、中学校、一番長いので6年と、それが終わったら、もうこの事業は、まあ大学に行ったら別だということと理解してよいかね。

○平田体育保健課長 大学生になった場合に日本代表に選ばれるような選手になるように、中学、高校で強化して、そういった選手になるということを目指しているところでございます。

なお、本事業は、一応今年度から3年間と

いう予定でございます。現在の中学、高校生がその大学を卒業したとき、22～23とか、そういったときにオリンピックの対象選手になるということを目指しているところでございます。

○氷室雄一郎委員 一応3年間の、今のところは計画でこれをやっていかれるということですね。

ちょっと中高の内訳がわかったら教えてください、現在の中高の内訳。

○平田体育保健課長 45名のうち、中学生が10名、高校生が35名でございます。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○平野みどり委員 先ほど小杉委員が御質問のあったことともちょっと関連するかと思うんですけども、工業高校とかで、何というんですかね、専門的ないろんな地域の方たちの力を子供たちに学んでもらうような、マイスターみたいな形ですね、そういう機会があると思うんですけども、今回のスーパープロフェッショナルというのは、そういった理工系の、そういった技術の専門というようなことなんでしょうか。それとも、ある意味、医学とか、それか、ほかにも文系とか、そういった方面のプロフェッショナルという意味合いもあるんでしょうか。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

スーパープロフェッショナル・ハイスクールでございますが、これは専門高校を対象とした事業でございます。ただいま、工業高校、商業高校、農業高校の3校が本県から申請をしているところでございます。

○平野みどり委員 わかりました。

スーパーサイエンスとはどんなふうにもまた違うんですか。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございます。

スーパーサイエンス・ハイスクールと申しますのは、平成14年から動いている事業でございます。このスーパーサイエンス・ハイスクールにつきましては、専門高校、普通高校の区別はございません。理数教育に特化したプログラムを準備する学校ということで国が指定しているものでございます。

今回、スーパープロフェッショナル・ハイスクールにつきましては、専門高校を主に指定をするという目的で始まったものでございます。

○平野みどり委員 わかりました。何か英語がいっぱい出てくるのですよね、それで、スーパーグローバルハイスクールも、国際的な人材育成というふうな点だろうとは思いますが、ちょっとまた別な質問させていただきます。

社会教育課の9ページから10ページに、例えば9ページの3番の放課後子ども教室、前々からやっている学童保育の文部科学省版みたいなやつですよ、たしか。放課後に子供たちが学ぶ時間を過ごすのを学校施設を使ってということだと思ってしまうのですが、そのほかにも、地域の寺小屋推進という、6番ですね、地域の寺小屋、ボランティアの方を活用してというふうなこととか、その次のページの、先ほど御質問があった地域の未来塾ですか、10番。こういうのというのは、3番の放課後は別として、6番とか10番とかというのは、先ほどもちょっとお話あったかと思ってしまうのですが、土曜日を使ったり日曜日を使ったりということなんですかね。今後

土曜日の授業ということで本県も打ち出されていますけれども、既に土曜日にいろんな事業が、社会教育課のところだけ見ても、これは多分土曜日を使ってやっているんだろかなというものがあるんですけれども、そことの関連で、今後土曜日の授業を学校がすることとの関連はどんなふうになっていくのでしょうか、今後。

○福澤社会教育課長 ささまざまな事業がございますので、簡単に御説明します。

もうここ20年ぐらい学校、特に小中学校なんかは、地域の浮き島というか、離れ小島のような存在ではなくて、地域の中のしっかりとした1つの存在であると。地域づくりをしていく上で1つの構成員であるという考え方に立って、学校のほうも、開かれた学校づくりという形で、さまざまに地域の方々の力をかりて学校経営行っております。

それで、それに当たっては、まず、地域の方々、どのように御協力いただくかという計画であるとかチェックが必要になります。それを義務教育課さんのほうでやっておられるコミュニティースクールという形で、地域の力を入れる計画の立案だとかチェックを行っております。

それに対して、具体的な実行する人たちとして、例えば、放課後に活躍の場、活動の場を設ける放課後子ども教室ですとか、授業の中に書道を入れるとか、ミシンなんかは先生たち苦手な方もおられるので、そういうミシンや書道のようなものについて地域の力をかりる学校、家庭、地域の連携推進事業でありますとか、あとは、先ほども申し上げましたとおり、学習が少しおくれがちであるとか、あとは、中学生に対して小学校の少し積み残しのような勉強、そういうものを、学習の場を提供する地域未来塾というようなさまざまなサービスの内容でありますとか、時期の違いによって地域がきめ細やかに選べるように

設定するのがこの補助事業、たくさんあって恐縮ですが、そういう形になっております。

それで、先生のおっしゃるとおり、土曜日というのは、国のほうでも土曜日授業の話が出てきておまして、本県では、土曜日の部活動でありますとか、あとは、福祉のほうで行っております学童クラブ、児童クラブのほうも土曜日の活動ありますので、そちらのほうについてはさまざま錯綜しておって、既に子供がいろいろと参加しておりますので、総合プランできますので、そのあたり関係の部局と一緒に、子供たちが困らないように、あるいは地域の方々の力を過度にお願いして疲弊を招かないように、整理していきたいというふうに考えております。

○平野みどり委員 よく私の疑問にお答えいただけたかなというふうに思っています。

もう既にいろんなことがやられているので、今回その学力向上ということも土曜日の授業やることに加えられているようですけれども、本当に学力が伸び悩んで、今後授業になかなかついていけなくなるだろうというふうな子供たちに手当てをするということ、とても大事なことなので、実態としてもうやっているということですから、学力をさらに高く伸ばしていくというか、競争をあおるような形で土曜日の活用をするのはいかがなものかな、むしろおくれがちな子供たちを支援していくというスタンスがとても大事だろうと思うので、いろいろ計画を立てられる際はよろしくお願いします。

ほかにもあるんですけれども、県立学校で障害を持っている方を雇用するというのがありましたよね、5ページですね。県立学校における障害者の雇用ということで、知的障害の方——精神の方、どうなのか、知的障害の方たちを一定期間雇用して、次の就労先への経験を積んでもらうというような試みだろうというふうに思っておりますけれども、これ

は、支援学校でそういう方たちが働いているのは存じ上げておりますが、これは支援学校以外の県立学校でもこういう形で働いている人いるんでしょうか。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

支援学校以外でも、これで雇用をしております。具体的には、熊本農業高校、それから菊池農業高校ですとか、御船高校ですとか、特別支援学校以外でも実績がございます。

○平野みどり委員 わかりました。

一定期間なので、その期間しか雇用されないということでの御不満もあるみたいですが、それはそれとして、県のほうでもこういった雇用の形態をやっているの、今後の課題ということではあるんですけれども、まあ、支援学校以外——支援学校は自分にかかわってくれた先生たちがいるので安心という部分あるのかもしれませんが、一般の高校にもどんどんまた広げていってほしいなど、全部の高校にそういう方たちも働いているよという状況をつくっていただけたらなというふうに思います。

それと、特別支援教育の部分で、24ページ、ほほえみスクールライフ支援事業の御説明がさっきあったとき、ちょっと私も聞き違いかどうかもう一回確認したいんですけれども、医療的ケアを要する子供というくだりのところで、人工呼吸器の子供の説明もあったかと思うんですけれども、このほほえみスクールライフ支援事業には、人工呼吸器の子供への医療的ケアの部分は入れないというお話でずっと聞いていたんですけれども、ここで御説明があったということは、もうそういう子供も含めて医療的ケアの子供たちへの支援をほほえみスクールライフ支援事業というふうにおっしゃったのでしょうか。確認させてください。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

今御質問がありましたほほえみスクールライフ支援事業のことでございますが、一般的ないわゆる医療的ケアに関する経費と、それからこの人工呼吸器の管理等のため看護師を派遣する事業者への補助に関する経費を、事業上は一緒にして計上をしているところでございます。

ただし、具体的なケアにつきましては、これまでどおり、一般的な医療的ケアの実施については、県が契約をした医療機関の看護師さんが実施すると。それから、人工呼吸器の管理等を行う看護師というのは、訪問看護ステーションのほうの看護師さんが行っているところでございます。

○平野みどり委員 わかりました。まあ、従来どおりということですね。

御要望は、保護者の方たちからも、ほほえみスクールライフの医療的ケアの看護師さんも人工呼吸器の看護師さんも、ともに同じところにいるわけだから、何とか一緒に協力してできないものだろうかというお話もあるので、今後の課題として——もう私もここにはいませんので、また議論していつていただきたいなというふうに思います。

とりあえず以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかに。

○松田三郎委員 資料40ページ以降、体育保健課にお尋ねいたします。

平田課長の御説明がありましたように、プロスポーツ等の興行と書いてありますが、主に、以前私も代表質問で、そして12月議会でしたか、我が党の橋口議員も、主にヴォルターズを念頭に置いていろいろ要望してまいりまして、御検討いただいて、大きな御英断の

結果、今度の改正案につながったんだと思っております。私からも感謝申し上げたいと思いますが、そこで、確認と質問あわせてでございますが、40ページの(4)で御説明の広告物を表示する場合の加算、これは、大体育室に関して今までなかったのを今回の改正を機に、先ほどおっしゃったKKWINGですか、とかのバランスと聞えましたが——を改めて新たにできたかどうかという確認が1点と、そして、41ページの備考の2になります。最後の「知事が別に定める額を加算した額」というのが、たしかこれには載ってないと思いますが、大体幾らぐらいなのか、この2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

広告物につきましては、これまで、うまかな・よかなスタジアムにつきましては、広告物の規定があったものでございますが、県立総合体育館の大体育室につきましては、広告物の規定がございませんでしたので、新たに規定するものでございます。

また、今後のその金額といたしましては、1日当たり1平方メートル当たり880円あたりを予定しているところでございまして、これは、県民総合運動公園の加算、広告物の値段ですね、そういったものを勘案しまして、今後設定する予定でございます。

○松田三郎委員 ということは、この広告物は何でも対象になるわけですか。具体的な商業的な広告物とか、あるいはただ何かチーム名を出したとか、その対象の範囲があるならば教えていただきたい。

○平田体育保健課長 予定しておりますものは、いろんな企業、団体からのそういった企業とかの広告でございます。

○松田三郎委員 それを、じゃあ興行主が、使用者が払うわけですね。

○平田体育保健課長 例えば、先ほどヴォルターズというのがございましたが、ヴォルターズが設置をした場合には、ヴォルターズのほうから広告料をいただくということになります。

○松田三郎委員 1平方メートル当たり880円というのは、ちょっと想像もつきませんが、まあ、大したことない額なんですかね。あんまりこの加算が高いと、せっかくこの大体育室のプロ使用の場合の下げていただいたのは相殺されて、あんまりありがたみがないならなと思いましたが。

○平田体育保健課長 この広告物の値段につきましては、市場価格あたりと均衡を失わないように設定したものでございますし、現在、ロアツソにつきましては、広告物の使用料につきましては、もらわずに減免しているところでございまして、こういったヴォルターズからの要請あたりがありましたら、今後検討していくということになるかと考えております。

○松田三郎委員 わかりました。もう1点いいですか、溝口先生。

資料12ページ、文化課、2の(4)日本遺産関係、溝口先生初め我々も一生懸命取り組んでおりまして、国並びに教育委員会、文化課も大変力を入れていただいていることは感謝にたえないところでございます。

数日前、ある町村の教育長さんとお会いしまして、これは、御存知のように、国指定、県指定の6割とか7割とかが県内の人吉、球磨に集中をしている。ある意味では、市ぐらいい大きいところは別かもしれませんが、余り

大きくない町村にとっては、未指定の文化財も多い、あるいは未指定すらわからないというか、もしかすると、探せばもっとあるのかもしれないというのを含めると、なかなかこれを——まあ、我々が思うほど簡単に市町村の指定というのはすぐできるわけじゃないとは思いますが、これからそれを市町村レベル、特に町村レベルでいろいろ調査をしたり、この指定をしたりというところが、なかなかマンパワーの面で、あるいは能力の面で、あるいは予算の面で難しいんじゃないかという危惧が、ここ数年、あるいはそれ以前からおありのようございまして、例えばということで、一例で、あるところ、これは未指定だそうですねけれども、近隣のいわゆる集落の10軒ぐらいいったんでしょうけれども、昔は。今やそこが1軒だけで、高齢の御夫婦で管理をなさっておられると。どうしても自分たちはもう無理であると、時間がたてばたつほどその文化財自体も老朽化してきて、なかなか調査しようにもしにくい状況にもなってくる。ある意味じゃ時間との闘いでもあり、概算で、専門家に聞いたら、解体をして調査するのに400万～500万かかるだろうと。それで、その後、運よくといいますか、運よくつながったとしてもお金の持ち出しもかかるし、そうじゃないならば、丸々単費で出さなければならぬとなると、極端な話、余り周りを見ないほうが、見なくて探さないほうがいいのかなというような判断まで出てくる自治体もあるんじゃないかと。

そこで、ここにも書いてありますように、例えば、日本遺産でありますとか、いろいろ球磨地域の文化財にとって追い風が吹いているときに、球磨地域だけをしてくださいという意味じゃありませんけれども、こういった未指定、あるいは未指定までもいっていないというか、こういうところに何かの支援が、現制度、現ルールでもないんでしょけれども、何か考えていただければ、インセン

タイプとして働くのではないかと思いますけれども、何かないもんですかね。

○手島文化課長 委員御心配のように、未指定、市町村の指定にもなっていないような文化財、そういったものを、本来なってもいいようなものがなかなかないというふうな状況にあるというのは承知しております。

今回、日本遺産認定を人吉・球磨地域目指しております。今回の当初予算のほうで掲げさせていただきました県の日本遺産による文化財群魅力発信支援事業、これにつきましては、今委員がおっしゃられましたような未指定の文化財の学術調査、それから未指定の解消を目的としました新規の指定を、市町村が今回未指定の部分をするというふうな形の部分について、モデル的に補助事業を取り組んでいけたらなというふうなことも考えているところでございます。

また、指定につきましては、県指定になったもの、国指定になったもの、国指定のものは国の補助がつかますし、県指定のものについては県の補助がつかますので、まずは、未指定のものについては市町村指定を目指していただいて、市町村指定のものについては、それぞれ県指定、国指定、指定のアップもつながらるような形で市町村を支援してまいりたいというふうに考えております。

○松田三郎委員 ありがとうございます。

さっき言いましたように、あんまり大きくない町村にあつては、どうしても首長さん、あるいは教育長さんの御判断で、福祉とかそっちのほうにどうしても優先順位が高くて、あるいは教育委員会の中でも、さっきありましたが、学力向上とか学校教育のほうにどうしても重きを置かざるを得ない、ということは、文化財関係がやっぱりどうしても後回しにされてしまう。おっしゃるように、なかなかこの調査をしても、未指定の場合、そこま

でも支援がないなら、なかなか二の足、三の足がですねという話を聞きますので、今課長の御答弁にもありましたようなことを何か取っかかりとして、国においてもいろいろ御支援を、引き続きそういうスキームがつけられるならばと思ってやっていきたいと思っておりますので、今後とも御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○溝口幸治委員 日本遺産の件は、よろしくお願いしておきます。

2ページの教育政策課、熊本県教育情報化推進事業。ICT、タブレット等を活用した教育の推進については、非常に先進的な取り組みというか、山江村とか高森町とか、こういったところが脚光を浴びて、県内外からとても評価をされているというふうに思います。

特に、私は、県教育委員会として、それぞれそういう取り組みをする市町村に対するフォローアップというか、きちっと一緒にやっていくという姿勢が非常に評価をされているんだろーと思ったり、その影響で県内各地でもそういったICTを活用した教育というのに力を入れてこられたということで、非常にいい取り組みだなと思っています。

ただ、一方で、いろんなところに視察に行ってみると、先に取り組めば取り組むほど機器が老朽化してくるわけですよ。ここ、移り変わりが早いので、そうやった機器の買いかえ等について今後どう対応していくのかというのがお尋ねの1点です。

それと、ここにも書いてあるように、教科書もデジタル化していくような流れになりつつあって、いろいろICTの現場を見てみると、教育現場に余りお金がないこともあって、いわゆるICTの業者さん、あるいは教科書会社さんの民間の方々のバックアップというのが非常に大きいんだなというのを感じています。ただ、やっぱり民間ですから、

バックアップする、協力するということには、やっぱり何か次のメリットがないと、それも続かないんだろうと思いますけれども、その辺、非常に微妙だなと思いますながら私、実は見ているんですね。民間の方々の相当な手厚いバックアップが実際現場にはある。けれども、なかなか教育予算としては確保ができていけないというところで、今度教科書までがデジタル化していくということであれば、相当激しいそういう水面下の争いも含めて出てくるんだろうと思いますけれども、そのあたり、やっぱり行政は行政として、どっか一線きちっと持っておかないといけないと思いますし、そのあたりについて現時点でどうお考えになっているのか。もちろん、こうやって自主的に民間が協力するというのをしないでいいとか、排除するという意味じゃなくて、そこの協力はやっていただきながら、どういう関係が好ましいと思われているのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

まず、1点目の機器の導入関係でございますが、確かに、各市町村、特に先進的に入れた市町村については、その更新時期を迎えようとしておまして、今後どうするか非常に考えられているところでございます。私どもも、県立学校のICTの更新、そういったものに非常に苦慮しておりますので、そういった費用が非常にかかるということ、市町村教育委員会の悩みというのもよくわかります。

実際、総務省のほうで、地方交付税の中で、1校当たり幾らということで、相当部分、電子黒板、あるいは一定数のパソコンの配備については交付税措置がなされております。ただ、いわゆる交付税は一般財源でございますので、ほかのものに使うということが可能でございますから、なかなか財政力が小さい、弱い市町村では、そことのやりとり、

財政当局とのやりとりで苦慮されているということもございます。どういった額が、配備といいますか、措置されているかといった情報も、教育委員会事務局のほうに、市町村の教育委員会事務局のほうに流しながら、こういった交付税を非常に活用していただくということをお願いしながら、また、中ではいろんな工夫、必ずしも全員がタブレットが必要なのか、あるいは4人に1台とか、そういったこと、あるいは授業全体で使う必要はないのではないかとか、そういったところのアドバイスもしながら、基本的に機器整備は市町村の経費でやるというのが原則でございますので、そういったことを働きかけているところでございます。

それと、民間のICT企業の協力でございますが、民間企業も、今現在どういった使い方ができるのか、どういった機器は活用度合いが高いのか、実際先進的な学校でそういった研究もするというところで、先進的な取り組みをやっている市町村、学校に対して機器をリースしたり貸し出したりしているという実態がございます。それぞれ民間のほうもそういったメリットございますし、市町村教育委員会のほうでもそういったメリットございます。ただ、そういったことでつながりが余り深くなり過ぎるとまた問題もございますので、そこら辺、毅然としたその体制はとりながらも、できるだけそういった活用していただくと、ウインウインの関係になりますので、そこら辺もできるだけ注意していただきながら、活用できることは活用するというところで取り組みを進めていただきますよう、引き続き働きかけていきたいというふうに考えております。

○溝口幸治委員 民間事業者との関係は、うちが最先端を走れば走るほど、しっかりサポートしていただけたらと思いますので、そういう状態が保てるようにぜひ頑張ってください。

て、民間の方々とも良好な関係をぜひ築いて、子供たちのために役に立ててほしいというふうに思います。

それから、機器の買いかえの件ですが、これは、麻生政権末期の経済対策のときに一気にどんと入ったんですよ、現場にはですね。それで、基本的にその市町村で買いかえるというのは原則でしょうし、それは基本的に考えていかなければなりません、やっぱり国に対してもどっかで求めていくというか、これだけ普及をしていくと、教科書までデジタル化していくということになると、お願いをする場面が出てくるのかなというふうに思いますので、その備えをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

続けていいですか。済みません。

学校人事課にお尋ねをいたします。

昨年の委員会、当初予算のときにも議論になりましたけれども、発達障害とか支援の必要な子供さんが小中学校の現場にいるときに、非常に先生方の負担が多いので、先生たちを配置してほしいということで今年度事業ができたと思うんですが、そのあたりの評価というか、そういうものが現場の声としてどうだったのかということと、今年度27年度も、それはそのまま継続をするというふうに理解していいのか、継続するんであったらどの部分で、この5ページの5番ですかね、どこでその部分が入っているのか、教えていただきたいと思います。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

特別支援学級の加配の御意見かと思っております。本年度から、特別支援学級の加配について、単県の予算で30人分確保させていただいて、特に厳しい学級を持っている学校に配置をさせていただいているところです。学校現場のほうから非常に助かっているというお声もいただいているところでございませ

て、来年度も継続して配置をしていきたいということで考えているところでございます。

それから、先ほど、教育サポート事業のところで、ここの教育サポート事業の小中学校サポーターのところで、国の補助事業が活用できるようになりましたので、その部分でも少し人数をふやして今回予算要求をさせていただいていますので、そういったところで予算御承認いただければ、そういったところも活用させていただければというふうに思っているところでございます。

○溝口幸治委員 じゃあ、確認ですけれども、去年は、加配ができたところは喜んでもらったんですけども、やっぱりあぶれたところというのは非常に悔しい思いをされましたけれども、去年以上に今回はサポート事業で枠がふえるというふうに理解をしいということですね。

○山本学校人事課長 なかなか教員の加配というところに単県でやっていくということになりますと、財政的な部分で難しいところもありますので、来年度については、サポーターを配置するような形で対応させていただければということで、国の補助事業もできたものですから、それを活用する方向で考えているところでございます。

○溝口幸治委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○平野みどり委員 あと2点あるんですけども、今のともちょっと関連しますが、高校にも支援員が入りましたですよ。特別支援教育課になりますか。

それで、入っている現場の声として、発達障害の子供さんがいるということで、その子供に支援員がついているわけですけども、



当初は、支援員も学校現場の先生も当事者も、何かどういふふうに連携していいのかという部分でも難しく、結局学校に来なくなった生徒もいたという話を聞きました。支援員を入れるに当たっての本人とのきちんとした確認とか、あるいは学校現場の先生方との支援員の動き方の連携とか、支援員そのもののスキルというか、経験というか、そういうことの確認とか、そこら辺はとても大事だと思うんですけれども、当初の課題を今後どんなふうに対応していけるのか、お聞きしたいと思います。

○栗原特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

今の御質問は、高等学校における支援員の配置等についてでございますが、平成26年度から5つの高校に5人の支援員を配置しております。

まず、支援に当たっている支援員は、5人のうち3人が元教員でございまして、残りの2人も福祉関係者となっております。今御指摘があった生徒との確認ですとか、他の教職員との連携、それから支援員のスキルアップ等については、今年度、この支援員の会議を県のほうで年間3回行いまして、県の主催の会議を行いまして、今のようなところの課題をどう解決していくかというところで意見交換を進めております。

成果としましては、子供たちが支援員の方々の支援も受けながら安心して学べるようになったという事例も聞いておりますので、私どもとしましては、これらの成果ですとか研修のあり方等の課題を検証しまして、今後の対応を考えていきたいと考えております。

○平野みどり委員 課題をきちんと確認をして対応されているということなので評価したいんですけれども、元教員だから、じゃあ発達障害の方たちのことを十分わかって支援員

として対応できるのかという部分はなかなか難しいなというふうに——発達障害について知識を十分得られた方とか、あるいは教員やっている間に何回かそういうふうな経験があって勉強された方とか、そういうきちんとした資質についても見きわめていただきたいというふうに思います。要望させていただきます。

あと1点なんですけれども、いじめについてです。これは、高校教育課の児童生徒の健全育成のところでも幾つか、4点と、これまでもずっと取り組まれてきたことが載っていますけれども、最近凄惨な川崎での事件が起って、高校生と中学ということで、どこでどう接点があるのだろうかとも思ってしまうんですけれども、本県だけじゃなく、よその県でもそうだと思いますが、学校現場と警察で連携、協議みたいな形で情報交換とか支援とかされていると思うんですけれども、川崎の件は、それがどうしてうまく機能しなかったのかなというふうに、今後検証されると思いますけれども、本県でも、あそこまで凄惨なことというのは、いじめの究極のあり方ですよ、殺人というのはもう絶対起ってはほしくないし、ないとは思いますが、そういった生徒の集団というか、グループですね。そういうグループとか、あるいはそういうグループが暴力団との、何というか、つながりもあつたりとかあるのかなとも思うんですけれども、弱いほう弱いほうにいじめが行かないようにしないといけないんですが、そういうものの把握というか、グループなんかというのも実際あるんでしょうか。どうなんでしょうか。そういう集団といいますか……。

○越猪高校教育課長 高校教育課でございますが、資料の17ページの、委員おっしゃっています児童生徒の健全育成というところで、教育委員会では、4の(1)から(4)までを事業

として行っているところでございます。警察との連絡につきましては、連絡協議会というのを各地区持っておりまして、学校としましては、かなり警察の方々にいろんなお願いをしたり、また、支援をいただいたりしながらやっているところでございます。

具体的なグループ等がどれだけあるかにつきましては、高校教育課では把握できておりませんので。

以上でございます。

○平野みどり委員 不登校になると、家の中に引きこもる子もいれば、そういった集団とのかかわりがある学校に来なくなるとか、いろいろあると思うんですけれども、特にそういった暴力的な傾向を持つ集団の更生というか、ここら辺はもう本当に、重大な事件が起こる前に何らかの手だてをして、傍観するだけじゃなくて、介入して行って更生させていくということも必要だと思うので、ぜひあいつた悲劇が起こらないように連携していただきたいというふうに思います。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、本委員会に付託されました請第53号については、議案第36号と関連がありますので、ここで議題とし、これについて審査を行います。

請第53号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○田村政策監 高校整備推進室でございます。着座の上、説明させていただきます。

熊本県高等学校再編整備等後期実施計画（球磨地域）の新校開設準備室予算及び後期実施計画（球磨地域）の策定を凍結することに關

する請願について、教育委員会から、これまでの経緯等について御説明させていただきます。

球磨地域の再編整備につきましては、去る平成26年10月に、県立高等学校再編整備等後期実施計画球磨地域素案を公表いたしました。この素案では、多良木高校、球磨商業高校及び南稜高校の3校を2校の新しい学校として発展的に再編、統合することとし、また、新設高校の校地は、現球磨商業高校及び現南稜高校としております。

教育委員会では、この素案をもとに、これまで8回にわたって地域説明会を開催し、さまざまな御意見を伺ってまいりました。そうした中で、請願者である上球磨に高校を残そう協議会及び多良木高校同窓会からは、多良木高校が新設高校の校地でなくなることに對し、強い反対意見を述べられております。

高校教育は、大人になる直前の大切な時期に当たります。日々の授業や生徒会活動、部活動、各種行事などの学校生活を通して、さまざまな考えを持った生徒や先生と出会い、切磋琢磨する中で自我をつくり上げていくことが求められます。

さらに、高校では、生徒の能力、適性や興味、関心、進路などに対応できるよう、さまざまな科目の専門性を有する教職員を確保する必要があります。このため、一定規模以上の学校であることが望ましいと考えております。

教育委員会にとって、これから高校に進学してくる小中学校の子供たちのために、このような教育環境をいち早く作り出していくことは最も重要な役割であり、その責任があるものと受けとめております。

このため、説明会におきましても、将来にわたって一定の学校規模を満たすだけの生徒数が確保できるかということが重要であるとの認識に立って、これまで子供たちがどの高校を選択してきたかという入学者数の実績を

最も重視して校地を選定した旨の説明を行ってまいりました。

一方で、今回の地域説明会では、新設高校の校地以外にも、学科や教育内容の特徴など、新設高校をより魅力的な学校とするための貴重な御意見もいただいております。このため、平成27年2月の教育委員会では、設置する学科など、素案の一部を見直すことについて議論を行っております。さらに、新設高校の校地とならない多良木高校の施設・設備につきましては、今後、地元関係者との協議の場を設け、地元の意見も十分聞きながら、有効活用を図っていきたいと考えております。

教育委員会としましては、年度内には実施計画を策定し、子供たちにとってよりよい教育環境をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 予算も絡むので、準備室の開設の予算もあります。陳情も出てますし、人吉、球磨でも今大きな話題になっています。上球磨に残そう協議会の方々のお気持ちというのはもう十分私も承知をしておりますが、残念ながら、それぞれの市町村でこの問題については温度差もあります。そして、地域住民の中でも、球磨、人吉全体でいくと温度差があるというのが現状です。多良木やそのOBの方々の意見というのも十分わかりますが、そういう中であって、今度準備室を開設してやっていくときに、要は、やっぱりどこの高校を卒業したら、きちっと就職や進路が担保できるかというのが非常に大きな問題だと思います。

ある学校に行くと就職が100%で、ある学

校に行くとその先がちょっと厳しいというような意見も相当聞かれましたので、今度準備室をつくって新しいA校、B校のことをやるときに、前も私言いましたけれども、球磨農林学とかいったら、やっぱり農林水産部とかそういう農林水産業の方が知識があるわけですから、教育委員会だけではなくて、そういう方々の県庁の組織を最大限活用していただく。そして球磨・人吉地域の中で地元の求人を出しているところとか人材を欲しいというところがありますので、いい企業がですね。やっぱりその企業がどういう人材を欲しいのかということをきちっと調査研究していただいて、その新校AとBについては、まだまだ柔軟に、中身については検討をもうぎりぎりまでやっていただいて、本当に地域に必要とされる学校をつくってほしいというふうに思います。

今回の再編整備は、たまたま多良木高校がという話になっていますが、恐らく10年もしないうちに、この人吉、球磨の今の人口の減り方だと、第2、第3の再編というものが可能性として考えられると思いますので、そういったものに備えて、今回のこの準備室では、きちっと対応していただきたいというふうをお願いをしたいというふうに思いますが、その点について何かございますか。

○田村政策監 今先生のほうから、新校に設けます学科あるいは教育内容につきましては、これはもう子供たちのいわば将来につながるようなものにする、実のあるものにならなければならないというふうな御意見ございまして、私どもも、ここにつきましては、学科についての議論はまだまだし尽くしてないという感がございます。

それで、実施計画を策定しました後には、今先生おっしゃいましたけれども、開設準備室をそれぞれの学校につくることになると思いますが、その中で、やっぱり地元の方々、

あるいは学校関係者の方々の意見等踏まえながら、新校Aは主に商業高校、新校Bについては農林関係中心の学校となりますけれども、そこにそれぞれ普通科的な学科あたりも配置いたしますので、子供たちの進路選択の幅を広げるとともに専門性を深めていくこと、そのためには、特に、先生御指摘の県庁内での連携とか、あるいは地域との連携を今後もまた図っていく必要があるというふうなことは考えております。

そして、今回再編の中でも申し上げてきておりますけれども、今回つくりまます新校A、B、それと残りの球磨工業、人吉高校、それと球磨支援学校、これにつきましては、今後も地域の中で十分その機能が活躍できるような場となるように、それぞれの役割についても再度見直す中で、連携、あるいはそれぞれの役割をもう一遍見直すことも必要かと考えていまして、それが各地域のモデルとなるような取り組みにしていければというふうに考えております。

○松田三郎委員 今の溝口委員の御質問、あるいは田村政策監の御答弁に関連しますが、仮にこの予算が通って準備室を設置するという場合、例えば、今まで前期、中期でも準備室を設置してきたわけでしょうけれども、恐らくこの人事異動の関係で、例えば4月1日にはもうどなたが行かれると。1日から、があつと一生懸命といいますか、事務的なことをばあつとやっていくような今までの前期、中期、そういう傾向だったのかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

○田村政策監 直近の後期の例で申し上げますと、荒尾と南関、それと天草に2つ準備室をつくりましたが、いずれも4月に職員のほうが赴任、私どもの高校教育課から職員が赴任しまして、そして関連する高校からも職員を派遣していただきまして、開設準備室をつ

くりました。それで、まずそこで何をしたかといいますと、要するに、新しくできる学校のいわゆる校名とかあるいは教育方針というのを、きちっと地元の方々の意見も踏まえて組んでいく必要がございますので、まず、そういう組織づくりとか、そういったところあたりにどうやっていくのかという方針決めとかにやっぱりいろいろ時間とかかかりますもんですから、そういうふうな組織を組み上げて1回目の協議会とかを行ったのは、例えばもう後期の例でいきますと、4月にそういう準備室は立ち上げましたけれども、1回目の会議があったのは大体7月ぐらいのスピード感でございます。

ですので、先生おっしゃられるように、4月1日から、があつといけるような形のものになるかどうかというのは、それぞれの地域の置かれた状況にもよると思いますが、大体そのような形のスピード感かというふうに考えております。

○松田三郎委員 わかりました。高校を残そう協議会の方々の中で、一番不信感なり、いろいろ疑問にあられるのは、やっぱり結論ありきで、自分たちの意見もなしにとんとんとスケジュールの決まったように進んでいくだけじゃないかというような御批判なり御不満もあるようでございます。もちろん、全てを御理解いただいて、納得いただいてというわけにはいかないと思いますが、今おっしゃった、地域の方々も入ってのそういう協議会なり委員会なりというような形はあるわけですね。

もちろん、埋まらない溝があるとは思いますが、例えば、その前に協議会をつくってほしいというような御要望もあるようでございますが、今、前期、中期のお話を聞いて、確定的なことはまだ言えないにしても、いろいろな残された課題については、できるだけ高校生なり子供さんがその町で過ごす時間を長く

とか、あるいはこの立派な施設がありますので、その施設の活用含めて、今、田村さんがおっしゃったように、ある程度の時間をとっていただいて、そこの部分だけでも御不満の方もいらっしゃるかと思いますが、できるだけ地元の方の御意見を聞いていただく、そういう場を必ずつくっていただきたいと思えます。

以上です。

○溝口幸治委員 教育長にお尋ねいたしますけれども、教育長、地元に行かれて、多良木高校の跡地は新校Bが管理をしていくというふうなお話もなさって、相当踏み込んだお話をさせていただいたというふうに思っています。

それで、4月から準備室ができて準備に取りかかったときに、やっぱり新校Bが管理する多良木の跡地の利活用については、もちろん教育委員会で議論することも大事ですが、地元との協議も大事ですが、やっぱり知事部局もきちっと——やっぱりその時点になると知事部局も入っていただいて、まさに学校関係の施設として利活用していくのか、あるいは多良木やその周辺の方々も含めて地元の方々の利活用を模索するのか、あるいは県全体を含めてその施設なり地域を利活用していくということ、さまざまな観点からありとあらゆる方法で、いわゆるにぎわいが残るような、その跡地を利用して活性化していくような策を探るべきだというふうに思っていますので、そのあたりの教育長の今のお気持ちというか、知事部局も巻き込んでというお気持ちがあるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思えます。

○田崎教育長 この件につきましては、3月6日の日に、地元のほうにも委員長もども参りましてお話をさせていただきました。残念ながら、そのときには我々の思いという

か、それが伝わりませんでしたけれども、今後、私としては、引き続き多良木高校の施設設備の有効活用については、県教育委員会、そして地元、当然学校もそうでございますけれども、あと、知事部局——知事も、今回の代表質問の答弁で、何ができるか自分も真剣に向き合っていきたいというふうな答弁もされております。知事部局としての出番が来るというふうな認識も持たれていると思いますので、今先生がおっしゃったように、県教育委員会、そして知事部局挙げて、この利活用策についてはやっていきたいと考えているところでございます。

○平野みどり委員 請願が出ておまして、私たちの会派の委員が紹介議員になっておりますけれども、本当、地元の議員さんもここにおられて、本当に日々悩みが深いことだろうというふうに思います。

ただ、一番やっぱり悩みが深いのは多良木の皆さんたちで、やはり余りにもどんどん拙速に物事が進んでしまうということに対して、立ちどまって、もう一回考えてくれよということだろうと思うんですね、この凍結というのは、白紙撤回せよということではなく、一旦立ちどまって、もう一回考え直してほしいということだろうと思うんですね。

それで、ここでの議論というのは、今までの議論はその後の話になっていて、これだけ来年度の入試でも多良木高校頑張っていて、地元の皆さんも多良木を残してほしいということが数でもあらわれている中、こういった形で進んでいくことに対して拙速感を私は感じるんですね。それ以上に、地域の疲弊とか、あるいは人口減少というのが加速をしているので、急がなきゃいけないということだろうというふうに思いますけれども、数だけでもう決めてしまうというようなこと、それに対して、地元でも取り組んでいるのに、それに何か応えないというやり方に対して、や

っぱり前期、中期の検証もしていないというやり方を後期まで持ち越してしまったということは、やっぱりこれは反省をしなきゃいけないというふうに思うんですけども、前期、中期の検証、その後の生徒がその地域でどうなっているかということも含めた検証というのを、この後期には生かされませんでしたけれども、今後どういうふうに今回の高校再編全体を含めて検証していかれるのか、お聞きしたいと思います。

○田村政策監 検証の具体的な方法については今後考えることになっていくと思いますけれども、先生御指摘のとおり、確かに、前期、中期の再編対象校におきましても、なかなか生徒が思うように集まらないという現状はございます。ただ、それは、やっぱりなかなか我々が予想していた以上に早く進んでいる少子化の影響とか、いろいろなものがそれは影響してきているんだと思います。なかなかそこを、原因を断定するのは難しいのは難しいんですが、まあ、一応今回の後期の多良木のほうが終わりますと、もし終わるとすれば、再編についても一応確かに一巡することになります。次にどうつなげていくのかというのは、まだ全然白紙の状態ではございますけれども、そういう中で、この再編校の現状、それ以外の再編対象校以外の地域の高校の状況もございますので、そういったのを含めてどういうふうにそこは問題点があるのか、これについては我々も真剣に考えていかなければならないと思っております。

ただ、1つ言えますことは、特に再編対象校5校につきましては、昨年度からですけれども、いわゆる地元の自治体ですとか、あるいは小学校、中学校の校長先生ですとか、そういった方々を集めて、いわゆる入学者確保、あるいは学校の活性化に向けた協議会というのをそれぞれつくってもらっております。そこでいろんな意見が出てきておりまし

て……

○小杉直委員 簡潔に答えなっせ。

○田村政策監 はい。そういうところで、そういうことを今後またやっていく必要があると思います。

○平野みどり委員 地域に禍根を残さないようをお願いしたいと思います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

なければ、ただいまから、本委員会に付託されました議案第36号、第40号、第43号、第82号から第89号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

○平野みどり委員 それぞれではダメですか。

○増永慎一郎委員長 それぞれですか。何に反対ですか。

○平野みどり委員 36号です。開設準備の予算が入っていますよね。

○増永慎一郎委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第36号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案、第40号外9件について採決いたします。

原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 異議なしと認めます。  
よって、議案第40号外9件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請第53号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第53号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手少数と認めます。  
よって、請第53号は、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

それでは、警察本部から報告をお願いします。

○高山交通企画課長 交通企画課でございます。着座にて説明をさせていただきます。

総務常任委員会で審議されます条例関係説明資料をごらんください。

（雑音あり）

○増永慎一郎委員長 報道の方、静粛にしてください。

○高山交通企画課長（続） これは道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正に伴いまして、熊本県手数料条例の一部を改正するもの

でございます。

1点目は、1の(2)アに記載しておりますように、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習、いわゆる自転車運転者講習が新たに設けられることに伴う講習手数料の新設で、手数料は、2の(1)に記載しておりますとおり、1時間当たり1,900円でございます。

2点目は、1の(2)イに記載しておりますように、運転免許に関する手数料などの標準額が改正されたことに伴い、関係手数料を改定するもので、2の(2)以下に記載しておりますとおりの改定額となります。

施行日につきましては、平成27年4月1日でございますが、新設されます自転車運転者講習の手数料につきましては、関係法令の施行日に合わせ、平成27年6月1日となっております。

以上、報告いたします。

○増永慎一郎委員長 それでは、今の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 ないようでしたら、その他に入ります。

その他について何かありませんか。

○松田三郎委員 教育長にちょっとお尋ねしますけれども、今の国会で選挙権を18歳以上に引き下げるといふ法案が、ほぼ間違いなく成立するだろうと、報道等にも、これからは、いわゆる主権者教育なり、あるいは選挙に関しての教育というものが必要だろうと、何も18歳とか高校生だけを対象にしてではなくて、もしかすると、小学校、中学校からそういうのが必要だろうと。早ければ、来年の参議院選挙から適用になるだろうという話です。もう今来年度予算も議決しましたので、この中にはもちろんそういう事業は入っていないとは思いますが、何らかの必

要があるならば、先生方の研修なり、教育委員会としての取り組みも必要になってくることもあるのかなど。まだ法案が成立していない段階で恐縮ですけれども、そういう準備なり、心の持ちようとか、教育長はどう思われていらっしゃるかというのをお聞かせいただければと思います。

○田崎教育長 今御指摘のありました点について、来年度予算で特別に何かをしているというわけではございません、現状では。ただ、国会でそのような動きがあることは十分認識をしておりますので、我々としても、現在の高校で行っておりますさまざまなそういう教育、公民科になると思いますが、そういった教育の中でどのようなことを今後やっていかなければならないかについては、しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

○松田三郎委員 要望ですが、今までもちょっと問題になったようなこともあるように、何か偏った教育をするような場面がないように、きちっと選挙に関しての仕組みの教育は必要でしょうし、主権者として、あるいは選挙の投票はこういう意味なんだよというのはもちろん必要でしょうけれども、まあ、それに至るところを偏った教育はなされないように、引き続きしっかり目を配っていただきたいと要望したいと思います。

○平野みどり委員 偏ったというのは本当にいろんな意味で偏ったということなんだろうと思うので、松田議員がおっしゃるように、バランスよくやらなきゃいけないんですけども、18歳以上の子供が学校の中において、選挙権がある子とない子がいる状況ができますよね。選挙権のある子は、誰に入れようと思うとか、この人の考え方いいよというふうなことを会話の中でどんどん出していく状況が

ある場合、学校では、そういうことは思想、信条のことなのでいいというふうにするのか、学校外でやりなさいというふうになるのか、そこら辺はどんなふうになっていくのかなというふうにちょっと思うんですけども、いかがでしょうか。

○田崎教育長 基本的に18歳以上になりますので、高校生までの段階では、先ほどの主権者教育といいますか、選挙の制度、また自分たちがどういうふうなことでこの選挙にかかわっていく必要があるとか、そのあたりの教育になると思います。

それで、御心配の部分については、大学生あたりになってからのことになるとと思いますので、県教育委員会として、そういう今の御質問に対してお答えするというのは今はちょっと持ち合わせておりません。

○平野みどり委員 誰かがお友達を集めて、何かこの人の考え方こうよこうよとかというようなことが実際あったとして、それは別に問題ないよということになるんですかね。結構難しいよねと思うんですよ。それは、どのどういう党であれ、結構……。

○田崎教育長 学校——いわゆるいろんな現状でも、大人の方々がいろんなことで情報交換とか、交換されることがあると思いますけれども、18歳以上も同じようなことだろうと思います。20歳以上が18歳になるというだけだというふうに思っております。

それで、やはり県教委として大事なものは、もう高校卒業したらすぐそういう選挙権を持つことになるという前提で、高校教育の中で、しっかり主権者教育といいますか、そういう教育をしていくことが今から重要になるというふうに思っております。

○平野みどり委員 なかなか難しいんだなと



いうのはよくわかりました。

別なことでもいいですか。

先ほどの話の中にも土曜授業の話がありましたけれども、土曜授業、実態として、先生方も土曜来て、勤務じゃないのにいろんな活動するという実態というのはあると思うんですけれども、今回授業というふうになるとすると勤務になりますよね。それで、土曜日勤務にすると、その休みの代替というのはどんなふうになっていくんでしょうか。

○浦川義務教育課長 週休日に勤務した場合の振りかえでございますけれども、通常は、その日の前4週、後8週という規定がございますが、この土曜授業に関しましては、その期間を倍、つまり、前8週、後16週というふうな期間になっております。

○平野みどり委員 中学校とか高校とか教科なので、割ととれるかなという話聞いたんですけども、小学校の場合は、なかなか代替のお休みというのはとりづらいよという、みんなほかの先生も来ているのに、うちの担任のクラスの子供も来ているのにという状況の中で、とりづらいよという話も聞くんですけども、義務制のほうはどうでしょうか、先生の実感として。

○浦川義務教育課長 今回の期間が広がっておりますので、1つは、長期休業期間中にとれるということもございます。ただ、長期休業期間中に限らず、それ以外の通常のところでも当然取得できますので、これまで既に産山村とかいろんなところで先行で実施されておりますので、そういったところの取り組みも踏まえまして取り組んでいきたいというふうに思っております。

○平野みどり委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。——ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして第10回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午後2時33分閉会

○増永慎一郎委員長 本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この1年間、甲斐副委員長初め委員の皆様方、本当にお世話になりました。協力を得まして無事に委員会を終えることができました。改めましてお礼を申し上げたいと思います。

また、教育長並びに警察本部長、本当にありがとうございました。

執行部の皆様方の中には、今年度で勇退される皆様方もいらっしゃいますし、また、平野先生も、本当に勇退でお疲れさまでございました。今後のそれぞれの皆さん方の御健康と御活躍を期待するところでございます。

1年間を通じて、本当にだめな委員長でございましたが、精いっぱい務めさせていただきました。ありがとうございました。（拍手）

○甲斐正法副委員長 それでは、一言御挨拶申し上げます。

この1年間、増永委員長のもとで委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位の皆様方には本当に御指導、御鞭撻いただきましてありがとうございました。

そしてまた、執行部におかれましても真摯に対応いただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

今後とも県行政がますます発展していきますよう、そして、また4月以降にお会いできることをしっかり頑張っていきたいと思いま

す。どうぞよろしくお願いいたしまして、本  
当、1年間ありがとうございました。（拍手）

○増永慎一郎委員長 ありがとうございました。

午後2時35分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長